

第5章

地域包括ケアシステムの柱別・施策別の 目的、評価指標と主な取組み

柱1

本人の選択／権利擁護・・・権利擁護のしくみに守られる区民

現状分析と課題

高齢になっても、介護が必要になっても、本人の意思により住む場所やサービスを選択でき、一人ひとりの権利が擁護されることは、地域包括ケア体制の最も根幹をなす重要な課題です。区はこれまでにも関係機関とともに、様々な権利擁護事業に取り組んできました。

権利擁護の柱である「成年後見制度について知っている区民の割合」は約33%（「中野区健康福祉に関する意識調査」平成28年）でしたが、「成年後見制度について知っていても、利用したいと思わない人」が6割を超えています。（高齢者の生活実態「東京都福祉保健基礎調査」平成27年度）

日常生活を不自由なく送るうちに、権利擁護等に関する正しい知識の普及と理解を促進し、制度の利用に結びつくための具体的な対策を検討する必要があります。

権利擁護事業の対象として、認知症のために判断力に不安がある、または判断力が低下した高齢者が区内に約1万人と推計しました。（平成26年度東京都認知症高齢者数の推計より）その中で成年後見制度の利用者は464人とごく僅かにとどまっています。そのほかにも、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）*利用者約100人、生活保護の財産管理を受けている人約120人、介護保険施設等入所者2,900人のほか、家族のいる人、介護保険サービスを受けている人は何らかの支援を受けていると考えられますが、まだ支援を受けていない人がかなりいると予想されます。支援の必要な人を見つけ出し、早期に適切なサービスにつなぐことが求められています。

日常生活の中で、判断力が低下した際に生ずるさまざまなトラブルを未然に防ぐための地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や、あんしんサポート事業などの制度の整備はまだ不十分です。また、周知の不足などにより制度の利用も進んでいるとは言い難い状況です。今後、ひとり暮らし高齢者の増加が予想されており、家族の有無や経済状況等それぞれの状況に合った制度を整備することが重要です。

成年後見制度の担い手としては弁護士等の職業後見人が6割を超えていますが、今後の大幅な増加は難しく、補完する担い手として市民後見人*の活用が期待されています。しかし中野区でも市民後見人候補者は10人以上登録していますが、受任件数は増えていません。親族内のトラブルなど市民後見人では対応の難しいケースが多いことが要因と考えられます。担い手拡大のための新たな方策を柔軟に検討する必要があります。

虐待については、平成26年度全国で高齢者虐待と判断された案件は15,739件と報告されています。（厚生労働省：平成26年度「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」結果）虐待されている高齢者のうち、約70%に認知症が認められることから、虐待と認知症には深い関係があると考えられています。

虐待の発生要因は、「虐待者の介護疲れ、介護ストレス」（23.4%）が最も多く、次いで「虐待者の障害、疾病」（22.2%）であり、介護者が介護うつなどに陥らないような適切なサポート体制が求められています。虐待者の内訳をみると、40.3%が息子、19.6%が夫、17.1%が娘であり、介護の担い手が男性であることが珍しくなく、慣れない家事や介護へのストレスが虐待につながってい

るという見方もあり、男性介護者への支援策も求められています。

全体的な取組み

認知症や障害者に対する理解促進と、権利擁護全般についての普及啓発に努めます。社会福祉協議会をはじめとし、各団体とも協力し、いろいろな場を活用しての理解促進に取り組みます。

顕在化していない認知症の人を発見し、制度につなげるための取り組みをすこやか福祉センター、地域包括支援センターを中心に強化します。また介護サービス事業者、医療機関等の関係機関から、必要な人を確実に制度につなぐための対応力の強化を図ります。また、判断力に不安がある段階で対応する、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）も拡大します。

高齢者全般への権利擁護に関する啓発を推進することで、判断力が低下した際に生ずるさまざまなトラブルを未然に防ぐための地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や、あんしんサポート事業など権利擁護事業や任意後見制度、民間サービスを活用する人を増やします。現状のサービスだけでなく、家族の有無や経済状態に応じた多様なニーズに対応できる新たなサービスを展開し、すべての人が必要に応じて権利を擁護され安全、安心に暮らせる体制を構築します。親族がいない人の増加に対応するために、区長申立てによる成年後見制度の利用も推進します。

今後増大するサービス必要量を担うための担い手拡大の方策として、複数での後見受任や当初は職業後見人が関わり、問題が解決したのちに、市民後見人が引き継ぐなど制度の柔軟な運用を検討します。また、チームとして活動できる法人後見を推進し、市民後見人候補者はその一員として活動できる方策を進めます。

虐待を未然に防ぐための介護者の支援として、介護者の休養（レスパイト[※]）のためのショートステイの受け入れ施設の誘導設置、家族介護教室等の拡充に取り組みます。

また、窓口となる地域包括支援センターにおける相談機能の充実を図ります。併せて潜在的な虐待の防止や発見時の迅速対応を行うための専門ケース会議、ケース調整会議の定期、随時開催や研修の参加を進め、相談にあたる職員の対応力の向上を図ります。

目標

- (ア) 区民が認知症や障害について正しく理解している。
- (イ) 成年後見制度や権利擁護につながるサービスが普及し、本人の選択によりサービスを利用している。
- (ウ) 誰もが、権利を侵害されず、尊厳をもって生活を送っている。

成果指標と目標値

成果指標	平成28年度 現状値	平成30年度 目標値	平成37年度 目標値
●（重要成果指標）認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人が 成年後見制度等権利擁護により守られている割合	—	—	100%
認知症をよく理解している区民の割合	15.2%	22%	45%
成年後見制度について、言葉、しくみを知っていると答 えた区民の割合	34.5%（26年度）	38%	50%

主な取組み

施策（1）権利擁護の拡充

①認知症高齢者や障害者への理解促進

■区の実施

- ・認知症サポーター養成講座の拡大
- ・ホームページ、区報、講演会による啓発活動の
実施
(地域包括ケア推進分野、障害福祉分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座養成数2万人 ・障害者に対する理解が「ある程度進んでいる」、「十分進んでいる」と回答した人の割合 27.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ・養成数4万人 ・障害に対する理解が「ある程度進んでいる」、「十分進んでいる」と回答した人の割合 38%

■関係団体の取組み

- ・生活を支えるサービスについての専門知識の習得と活用
(民生児童委員)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
各機関と連携しながら、全民生児童委員が専門知識を学んでいる。	多様化・高度化するサービスについて、全民生児童委員が継続的に学び、見守り・高齢者調査等で活用されている。

②権利擁護についての理解促進と成年後見制度、権利擁護サービスの拡充

■区の実施

- ・権利擁護についての普及啓発と相談窓口の周知
- ・すこやか福祉センター、地域包括支援センター、介護サービス事業者による必要な対象者の発見と相談へのつなぎ
- ・市民後見人や新たにNPO法人等を活用した法人後見の担い手の養成を検討
- ・増加する区長申立てに対応できる体制の強化
- ・成年後見制度の利用拡大のための費用助成制度の拡充
(福祉推進分野、地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
法人後見の仕組み構築	拡充

■関係団体の実施

- ・成年後見制度の普及・啓発
(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・区民の38%が成年後見制度を知っている。 ・関係機関・団体からの相談件数も増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民50%が成年後見制度を知っている。

- ・市民後見人養成講座の実施と後見業務の支援

*後見活動メンバー：市民後見人になるために一定の研修を受けた区民。研修を継続しながら後見人受任のために中野区に登録している。

(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人受任が適当であるケースについて定期的に行政と検討し、受任が進んでいる。後見活動メンバー（*）が20名となり、市民後見の受任が累計10名となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の存在が区民に広く知られるようになり、必要な区民が利用できる仕組みとなっている。（受任件数累計25件）

③単身高齢者の定期的な見守りや入院時の

目標値／必要量

対応、死後の手続きなど、ひとり暮らし高齢者等の生活を支えるための事業の利用促進

■区の実施

- ・ひとり暮らしの人などの緊急入院時や死後の対応などの整備
- ・地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の拡充
(福祉推進分野、地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
・あんしんサポートの拡充と新たな制度の創設 ・地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)等の拡大	・新たな制度の必要数約1,000人 ・必要数約220人

■関係団体の実施

- ・入院時の対応、死後の手続きなど、ひとり暮らし高齢者等の生活を支えるためのあんしんサポート事業の充実
(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
・あんしんサポートの周知がすすみ、利用者が増加している。(利用者目標値30人)	・見守りサービスなど内容が充実し、契約者数が増加している。(利用者目標値50人)

- ・地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の拡充
(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
・事業の周知がすすみ、利用者が引き続き増加している。(利用者目標値 120人)	・障害者の利用も進み、利用者が引き続き増加している。(利用者目標値 220人)

施策(2) 虐待の防止

①専門的な介護相談やレスパイトなど家族への支援

■区の実施

- ・家族からの相談を受ける体制の強化
- ・家族介護教室の拡充
(すこやか福祉センター地域ケア分野、地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
介護者数推計3,000人 家族介護支援の充実	介護者数推計3,900人

- ・特別養護老人ホーム等整備に伴うショートステイの誘導整備
(福祉推進分野)

3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 整備数10か所 定員748人 (平成28年度末) ・短期入所 9か所 定員92人 (平成28年度末) 整備数内訳 特養併設8か所 定員72人 単独型 1か所 定員20人	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区弥生町6丁目福祉施設計画 特別養護老人ホーム 定員84人 短期入所 定員12人 老人保健施設 定員64人 ※平成31年4月開設予定 ・国有地（江古田四丁目）活用による特別養護老人ホーム等整備事業 特別養護老人ホーム 定員100人 短期入所 定員10人 ※平成32年4月開設予定

②虐待防止の意識づくりのための啓発

■区の実施

- ・潜在的な虐待の防止や発見時の迅速対応を行うための専門ケース会議の定期開催
(福祉推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
専門ケース会議の開催数 5回以上（27年度 5回）	専門ケース会議の開催数5回以上

- ・介護サービス事業所（虐待）研修の実施
(介護保険分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
研修の参加者数 目標値:120人	研修の参加者数 目標値:120人

事業実績（27年度実績）

施策（1）権利擁護の充実

- 成年後見制度の利用者数 464人（平成28年10月31日現在）
- 成年後見に関する新規相談数 391件
- 区長申立て件数 29件（申立てをする人がいない認知症高齢者などの保護を図るため、区長が行う法定後見開始の審判の申立）

- 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 契約者数 98人(27年度末)
（支援件数1,883件、専門員訪問件数516件、相談援助件数4,341件）
- あんしんサポート 契約者数3人（支援件数25件）

施策(2) 虐待の防止

- 高齢者困難事例等専門相談の実施 養護者による高齢者虐待の通報・届け出件数 17件
- 中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会 年1回開催
- 高齢者支援専門ケース会議（虐待や認知症等の理由で特に支援が困難なケースについて、弁護士及び精神科医を招いて開催。専門的立場からの助言を得て適切な支援方法を検討する。） 5回開催
- 家族介護教室 各すこやか福祉センターで介護事業所に委託して実施。 実施回数16回（参加者数延188人）

柱2

住まい・住まい方・・・やっぱり中野がいちばん！～出歩きたくなるまち

現状分析と課題

高齢者の住まいは、住み慣れた地域で最期まで住み続けることができる地域包括ケアシステムにおいて、土台といえる重要な要素です。

区は高齢になって身体の機能が低下しても、日常生活を続けられる住まいを確保できるよう支援する必要があります。

中野区の65歳以上の高齢者のいる世帯の住宅のうち、4割以上が昭和56年の新耐震基準制定以前の37年以上経過した老朽住宅で、全体の45%には手すりなどの高齢者の設備がありません。高齢者の住む共同住宅においては約6割が「エレベーターなし」となっています。（平成25年住宅・土地統計調査）

区内の賃貸の共同住宅の空き家は増加していますが、高齢者の入居については、孤独死や出火、家賃滞納などを心配して、貸すことを渋る家主もいます。

区内に住む高齢者は、介護が必要となったとき、38%が自宅に留まりたい、36%が自宅近くの介護付きの住宅・施設への入居を希望しています。（平成26年度高齢者福祉・介護保険サービス意向調査）

しかし、区内の入所施設は慢性的に不足状態であり、特別養護老人ホーム（定員748人）に対しては、平成28年4月現在、約780人が空き待ちの状態です。引き続き、入所施設の計画的な整備が求められる一方、平成27年4月から介護保険制度の改正により、特別養護老人ホームに入所できる方は原則要介護3以上となったため、在宅でのケア体制の拡充が早急に求められています。

国は地域包括ケアの中心として、自宅に代わる新たな住まいとして「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を推進していますが、現在整備が予定されている区内のサービス付き高齢者向け住宅は家賃等の価格帯が比較的高額で、今のところ利用できる層は限られています。65歳以上の高齢世帯の約半数が年間収入300万円未満という現状に対応できる価格帯での開発を促す必要があります。

地域での高齢者の住まい方を考えるうえで、都市基盤や交通環境の整備は重要です。中野区ではバリアフリー構想に基づき、区内7つの重点整備地区（新中野・中野・東中野・落合・新井薬師前・沼袋・野方・鷺宮）について、順次駅までの段差解消を行っていますが、解消率は50%に達していません。

高齢者の増加に伴い、近くの公園や商店街など、身近な地域で楽しむことのできる環境を整備し、誰もが出歩きたくなるまちを作る必要性が、今後ますます高まると考えられます。

また、中野駅周辺などには様々な世代が楽しめるスポットが集積していますが、南北交通が不便なため、出歩きの状況があり、高齢者の社会参加、就労などを妨げている可能性があります。

全体的な取組み

高齢者が、適切な住まいを確保できるよう、区は不動産事業者と連携し、住み替え支援情報の提供や住宅のバリアフリー化支援を推進します。

そのため、高齢者本人が体力・気力のあるうちから、住まいを評価し、老後に向けた早めの住み替えや住宅リフォームなどを検討する機会を設定し、この必要性を広く周知するとともに、不動産事業者等との連携により総合的な相談体制を充実します。

併せて、持ち家はあるが現金収入はないという人については、住み慣れた地域で見守りを受けて持続的に暮らすことができるよう、その資産活用により住み続けられる方策や資金計画、補助事業等の支援策の紹介、取組・活用事例の紹介等の相談体制を充実します。

更には、地域の中での情報提供の仕方を工夫します。

また、賃貸住宅の貸主が安心して高齢者に部屋を提供できるよう、区の住宅対策や高齢者に関する相談窓口の周知を図るなど、貸主への情報提供、理解促進を図り、高齢者が円滑に入居・更新ができるようにします。

入居しやすいサービス付き高齢者向け住宅の確保については、利用可能な空き室・空き家を活用し、分散型で建設コストを抑えたものの整備に向けて、民間事業者や空き家活用や自立支援に実績のあるNPO法人の誘導を進め、参入のために必要な支援策を検討していきます。

高齢者が安全に住み続けることができるよう、区は重点整備地区の歩道のセミフラット化や西武新宿線立体交差事業、中野駅周辺まちづくりに伴う都市計画道路整備などにおいてバリアフリー対応を推進していきます。また、狭あい道路の拡幅整備を進めます。

高齢者が安心して区内を移動できるよう総合的に検討・実証を行い、より快適な移動環境の整備を推進します。

目標

- (ア) 高齢者が住み慣れた地域においてそれぞれの状態に応じた適切な住まいで生活を送っている。
- (イ) 高齢者が、出歩きたくなるまちづくりが整っている。

成果指標と目標値

成果指標	平成28年度 現状値	平成30年度 目標値	平成37年度 目標値
●（重要成果指標）住みやすさの満足度（60歳以上）	89.0%（27年度）	90.4%	94.4%
高齢者向け民間賃貸住宅登録戸数	1,780戸（25年度）	1,930戸	2,700戸
歩道のバリアフリー化率	42.3%（26年度）	49.2%	64%
区内移動の快適性に関する満足度	－（27年度）	71%	85%

施策(1) 適切な住まいの確保

① 高齢者向け住宅等、状態に合わせた住まいの確保

■区の実施

- ・サービス付き高齢者向け住宅等の整備促進を目的とした、民間整備事業者等の誘導支援策の検討
- ・世帯人員、所得、年齢、障がい、介護度等、住む人に応じた住まいの確保策や住まい方についての支援の検討とNPO等と協働した地域における事業展開の検討
(都市計画分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行う民間整備事業者等による主体的な取り組みへの支援実施 ・NPO等との協働した事業展開の在り方についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における民間事業者によるサービス付き高齢者向け住宅の整備とNPO等との協働により、それぞれの状態に合わせた適切な住まいの確保が各生活圏域でなされている。

- ・バリアフリー改修や、見守りサービス及び緊急連絡先確保のための支援、東京シニア円滑賃貸住宅登録に向けた手続支援など、不動産店及び貸主の理解を促進するための新たな制度の検討・構築により、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅や不動産店の登録を推進
(都市計画分野)

- ・低所得高齢者向けの都市型軽費老人ホームの誘導整備
(福祉推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
都市型軽費老人ホームの設置数3か所50人（平成28年度末）	国有地（江古田四丁目）活用による特別養護老人ホーム併設施設として誘導整備（1か所）※平成32年4月開設予定

■関係団体の取組み

- ・区の「住替え支援事業」への協力、促進。
(全日本不動産協会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
区・協力店（支部会員）・入居希望者、定期情報交換の実現	三者それぞれのメリットを実現した連携関係の確立

・住宅に関する早期対策のPR。体力と気力のあ
るうちに住宅改修等をするなど老いに対する早
期の備えが必要なことのPR。

(宅建業協会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
貸手側の意識改革を促す。 空き家を要支援者の集いの 場として多用途に使用す る。	空家を多目的に活用できる よう構築する。

②住宅のリフォーム・バリアフリー化の推進、空き家の活用検討

■区の実施

・多職種連携による住宅総合相談を実施し、住宅
リフォームやバリアフリー化による「住み続けら
れる住宅」への改修を促進

・大家さん向けに、高齢者の入居促進の理解と木
造賃貸住宅の改修やバリアフリー化を図るため
の資金計画や空室対策のためのセミナーを実施
し、高齢者が住み続けられる賃貸住宅の確保を図
る。

(都市計画分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
4つの生活圏域毎に住宅総 合相談会、大家さん向けセ ミナー及び個別相談会を実 施	

・空き家を活用した高齢者向け賃貸住宅等の整備
支援制度の検討

・空き家活用による居住支援の推進に向け、NPO
及び民間事業者等との連携を強化

・高齢者入居のための、NPO等による空き家の
借り上げ及びサブリース支援策(バリアフリー助
成、家賃助成等)の検討・実施

(都市計画分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・NPO、民間事業者等と のパートナーシップ型事業 制度の検討 ・空き家バンクの制度検討	

■関係団体の実施

・空き家情報の提供

(商店街連合会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
9振興組合中、3振興組合で 提供開始	9振興組合中、7振興組合で提 供開始

③経済的に困窮している場合や身元保証が受けられない場合の入居支援

■区の実施

- ・都営住宅への生活困窮高齢者受入れ要望
- ・区営住宅の適切な管理
(都市計画分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した都営住宅の早期建替えの実施を要望するとともに、建替えの際はシルバーピアの設置や型別供給による単身高齢者及び高齢夫婦世帯が入居しやすい様、戸数の増を図るなどの要望をする。 ・区営住宅の計画修繕等を適切に行い、施設の長寿命化を図る一方で、将来の建替えに向け、有り方について検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区営住宅の計画修繕等の適切な実施のもと、維持管理を確実に実行していく。 ・区営住宅の公平で適切な管理を行うことで、真に必要な世帯への供給を行う。

■関係団体の実施

- ・身寄りのない方への入居時のサポート（緊急連絡先としての相談）
(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんサポートでのアパート生活支援（緊急連絡先など）が周知され利用者数が増加している。(利用者目標値 30名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしんサポートの緊急連絡先登録を利用して、円滑に賃貸住宅への入居や更新ができています。(あんしんサポート利用者目標値 50名)

- ・不動産担保型生活資金の貸付
(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知が進んでいる

施策(2) 在宅生活が困難な場合のケアを行う施設の確保

- ①特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型施設等の拡充及び質の向上、適切な運営状況の把握

■区の実施

- ・特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護の誘導整備
(福祉推進分野)

目標値/必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
認知症高齢者グループホームの18カ所定員294人(28年度末)	認知症高齢者グループホームの定員 649人(第6期中野区介護保険事業計画)

施策(3) 誰もが安全で利用しやすい都市基盤・交通環境の整備

- ①駅周辺道路などのバリアフリー整備

■区の実施

- ・「中野区バリアフリー基本構想」における重点整備地区をはじめとした、歩道のセミフラット化などによるバリアフリー整備の推進
(都市計画分野、都市基盤整備分野)

目標値/必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
歩道のバリアフリー化率 49.2%	歩道のバリアフリー化率 64.0%

- ②地域包括ケア的視点を取り入れたまちづくり

■区の実施

- ・まちづくりにおいて、医療・介護・健康・福祉施設など、必要とされる機能を誘導することでまちの価値を向上させる。
(地域包括ケア推進分野、西武新宿線沿線まちづくり分野)

目標値/必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
地域ケア会議でまちづくりを検討 西武新宿線5駅等の周辺の居住人口 124,850人 ※西武新宿線5駅等は、新井薬師前駅、沼袋駅、野方駅、都立家政駅、鷺ノ宮駅、東中野駅、中野坂上駅、新中野駅。	検討内容の反映 西武新宿線5駅等の周辺の居住人口 129,000人

③安全で快適に利用できる交通環境の整備

■区の実績

- ・交通弱者の移動環境の改善
(防災・都市安全分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
交通弱者が区内を円滑に移動できるようにするための対策等について、総合的な検討・実証を行い、より快適な移動環境の整備を推進する。	より快適な移動環境の整備が完成している。

事業実績（27年度実績）

施策(1) 適切な住まいの確保

- 区内住宅等の設置状況：区営住宅432戸、高齢者福祉住宅130室、高齢者向け優良賃貸住宅20戸、都市型軽費老人ホーム30人
サービス付き高齢者住宅231戸（登録戸数）、有料老人ホーム585人
高齢者向け民間賃貸住宅登録戸数 25年度実績値：1780戸

施策(2) 在宅生活が困難な場合のケアを行う施設の確保

- 区内介護保険施設等（入所）（数・定員）（平成28年11月）
特別養護老人ホーム10施設（748人）、老人保健施設1施設（100人）、介護療養型医療施設2施設（195人）、有料老人ホーム10施設（585人）、ケアハウス1施設（60人）、認知症高齢者グループホーム17施設（275人）、都市型軽費老人ホーム3施設（50人）（計 2,042人分）
- 区内介護保険施設等（通所）（数・定員）（平成28年11月）
デイサービス92施設（1,467人）、認知症デイサービス11施設（159人）、通所リハビリテーション4施設（152人）、小規模多機能型居宅介護6施設（149人）（計 1,927人分）
- 介護保険施設等入所者数（平成28年11月）
特別養護老人ホーム977人、老人保健施設365人、介護療養型医療施設125人、有料老人ホーム1,108人、ケアハウス76人、認知症高齢者グループホーム284人、養護老人ホーム72人、都市型軽費老人ホーム50人（計 3,057人）※区外施設含む

施策(3) 誰もが安全で利用しやすい都市基盤・交通環境の整備

- 歩道のバリアフリー化率 26年度実績値：42.3%
- 交通弱者の移動支援については障害のある人や要介護者等の移動制約者の自立した在宅生活の充実を図ることを目的とし、NPO法人等が実施する福祉有償運送事業に助成金を交付している。交付対象事業は、利用者代表、学識経験者、関係交通機関代表を含む「中野区福祉有償運送協議会」の協議を経たNPO法人等。助成金の交付 1団体 運営助成費 1,003千円

柱3

健康・社会参加・就労・・・役割のある人は輝いている

現状分析と課題

現在（平成28年度）中野区の65歳以上の高齢者は、約67,000人高齢化率は約20%以上となっています。国勢調査の結果などから全国的には人口減少社会へ向かうと言われていますが、中野区における高齢者人口はしばらく増加傾向にあり、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降には、後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加が見込まれています。後期高齢者になっても元気で暮らし続けられるよう早い時期からの健康づくり、介護予防の取組みが求められています。

これまで介護予防事業は、65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者で、基本チェックリストにより虚弱と判定された方を対象とした「なかの生き活きクラブ」（二次予防事業）と、高齢者会館等で行われている一般高齢者対象の「体力づくり教室」や「介護予防総合講座」など（一次予防事業）として実施してきました。しかし、いずれも対象者数に比して事業規模が小さく、参加者の改善状況の把握や分析が十分であったとは言えません。

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始するにあたり、一次・二次と高齢者を状態で分けることなく、高齢者の多様なニーズにあわせたサービス提供をしていきます。

また、早い時期からの健康づくりとしては、体育館やスポーツ・コミュニティプラザでのさまざまなスポーツ教室やイベントの開催等により運動習慣につながる取組みを行ってきています。早い時期から運動習慣を身につけられれば、生活習慣病の予防や加齢に伴う筋力低下を防ぐことができます。高齢期になっても運動・スポーツを続けられるような取組みが必要となっています。

運動習慣とともに自らの身体の状態を知っておくことも重要なことです。健診の受診率を向上させ、糖尿病などくに予防対策が必要な疾病については、健診データ等を活用したデータヘルス*により早期発見・改善支援の充実を図る必要があります。

社会に参加し活躍できる場としては、いつまでも働く意欲のある高齢者が働き続けられる生涯現役社会が求められていますが、平成22年国勢調査によると、中野区の前期高齢者の就業率は33.7%、完全失業率は7.9%であり、23区平均5.5%より高くなっています。働くことを希望しながら働けない人の理由の第1は「適当な仕事がない」（厚生労働省「高年齢者の雇用状況」平成24年）であり、企業側のニーズと働きたい高齢者のニーズが合致していない現状があります。高齢者のニーズにあった就労支援の取組みが求められています。また、働きたくても働けない人がいる一方で、高齢者の一定程度は、「無理なく」「役に立つ」就労を望んでおり、「働きたいときに無理なく楽しく働いて、地域の課題解決に貢献できる」いわゆる「生きがい就労」のニーズとなっています。現在は、シルバー人材センターが生きがい就労に取り組んでいますが、より今の高齢者のニーズに応じた新たな就労モデルが求められています。区は民間事業者等との連携も図りながら、身近な地域で就業の機会を得ることができる取組みを進める必要があります。

就労以外の社会参加の機会として、地域でのボランティア活動や住民主体による介護予防につながる活動において、担い手としての活躍が期待されています。

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、介護予防対象者を以下のとおり想定しています。

総合事業（介護予防サービス）の必要量の想定

介護予防サービスの必要量の基礎となる「介護予防対象者の想定人数」は、平成29年度（2017年度）に約20,000人と想定しています。そのうちの虚弱層の高齢者の人数を約8,900人と想定しています。

高齢者のうちすでに要介護認定を受けている人を除くとともに、就業者やすでに運動習慣がある人については、元気で自立していると想定し、対象者からは除いています。

これからの介護予防では、「虚弱状態にさせない」「虚弱状態からの改善」「虚弱状態を進行させない」取り組みを進めます。

○虚弱層

平成26年度高齢者把握事業による虚弱高齢者（二次予防対象者）の割合（16.8%）から想定。
平成29年度 高齢者数（67,400人）－認定者（14,300人）×16.8%＝8,900人

介護予防事業では、主に虚弱層に対して基本チェックリストの該当項目に対応する生活機能の低下状況に応じた介護予防事業を充実させていきます。機能低下の状況に応じて、保健・医療の専門職により短期間で集中的に改善を図る「なかの元気アップセミナー」（短期集中予防サービス）を始めます。また、その後の状態維持ができるよう高齢者会館を介護予防事業の拠点施設と位置付け、身近な地域での健康づくりや介護予防を進めていきます。また、地域での介護予防や認知症予防の取り組みを進めるために、平成28年度に「なかの元気アップ体操」を制作しました。高齢者が自ら介護予防に取り組んでいけるよう、地域の中で仲間とともに取り組めるよう、普及啓発に努めていきます。

スポーツ・コミュニティプラザでも介護予防事業を開始し、高齢者の健康づくりのメニューを拡充していきます。

また、健診などの受診率向上により早期発見・早期治療につなげるとともに、健診データ等を活用したデータヘルスの取り組みを始め、医師会や歯科医師会等関係団体との連携を図りながら、健康づくりや介護予防事業の効果をより高めていきます。

誰もが健康でいきいきと暮らし続けていきたいと願っています。高齢になっても働くことや地域活動などで社会に参加し活躍できる場があることで生きがいを感じ、健康を維持することにつながります。就労や起業への支援とともに、仕事で培ったスキルやノウハウを生かし自主団体等への技術的な支援を行うボランティア活動など、高齢者の活躍の場を広げていく必要があります。社会福祉協議会をはじめ既存のボランティア団体や自主活動団体との情報共有や連携を進めるとともに、これまでの地域でのさまざまな取組みを踏まえ、新たな地域課題の解決へ向けた住民主体活動の立上げや担い手の養成を進めていきます。

目標

- (ア) 区民が、楽しみながら健康づくりや介護予防に取り組んでいる。
- (イ) 区民が、身近な地域での仲間づくりや地域活動に参加している。
- (ウ) 高齢者が、住民主体活動（NPO等）や、起業、就労などにより、地域の新たな担い手として活躍している。

成果指標と目標値

成果指標	平成28年度 現状値	平成30年度 目標値	平成37年度 目標値
●（重要成果指標）前期高齢者の就業率	33.7%（22年国勢調査）	35.5%	40.0%
定期的に一定の運動・スポーツをしている区民の割合（1回30分以上の運動を週に1～2回以上行っている割合）	53%	57.4%	75%
地域の活動に参加した区民の割合	27%（27年度）	35.5%	55%

主な取組み

施策(1) 健康づくり、介護予防の推進

①機能低下の早期発見及び適切な介護予防セルフマネジメントの推進のための区民への効果的な情報提供

■区の実施

- ・総合事業開始—介護予防事業の拡充
 - ・なかの元気アップセミナー
（短期集中予防サービス）
 - 運動機能改善プログラム
 - 口腔機能改善プログラム
 - 認知症予防プログラム
 - カラオケ体操プログラム
 - ・住民主体サービス
 - 家事援助等（シルバー人材センター）
 - ミニデイサービス（高齢者会館）
 - ・一般介護予防事業
 - 高齢者会館ではカラオケ体操プログラムを導入

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の取組みの充実 ・「なかの元気アップ体操」の普及 ・高齢者会館や介護予防事業での実施 ・地域のスポーツ団体等との連携による普及 	介護予防の運動が広く地域に浸透している。

新たにスポーツ・コミュニティプラザで実施

- ・介護・認知症予防のための「なかの元気アップ体操」を区民に普及することで、介護予防の意識向上につなげる。

(地域包括ケア推進分野)

- ・特定健診の受診率向上
- ・糖尿病予防対策の推進

(保健予防分野、健康・スポーツ分野)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
特定健診受診率60%	特定健診受診率70%

- ・国保の健診情報、レセプト情報等を活用したデータヘルスの推進

(保険医療分野、保健予防分野、健康・スポーツ分野)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
糖尿病性腎症重症化予防事業参加者数 30名	糖尿病に起因する新規人工透析患者数を減らす。

- ・各種医療保険者の健診情報等様々な健康関連データを活用した健康づくり情報の提供及び啓発の推進

(保険医療分野、保健予防分野、健康・スポーツ分野)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
区全体のデータヘルス推進	データを活用した健康づくりの浸透

- ・ポイント制度や情報通信技術(ICT)の活用を視野に入れた健康寿命を延伸するためのインセンティブ*の検討

(保健予防分野、健康・スポーツ分野)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
検討・実施	

■関係団体の取組み

- ・健康診査への区民の理解を促進する。

*区民健康診査：特定健診のほかに長寿健診、健康づくり健診、がん検診を含む。

(医師会)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
区民健康診査*受診率50%	

- ・オーラルフレイル対策及び口腔ケアの啓発活動の実施

- ・口の健康と全身疾患の関連の周知
- ・禁煙指導
- ・健診事業の充実 (歯科医師会)

目標値／必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
完全実施	実施の継続

- ・健康サポート薬局による健康相談・指導
- ・セルフメディケーション^{*}指導
- ・健康講座の開催
(薬剤師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・健康サポート薬局数5% ・講座開催1回/年	・健康サポート薬局数25% ・講座開催2回/年

- ・市民公開講座にて運動器の機能向上への意識を高める。
(柔道整復師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・運動器の機能が重要だと考える参加者 70% (柔道整復師会独自アンケート)	・運動器の機能が重要だと考える参加者 100% (柔道整復師会独自アンケート)

②高齢者会館等の身近な健康づくりや介護予防の拠点としての機能充実

■区の実施

- ・高齢者会館、スポーツ・コミュニティプラザ等における健康づくり・生きがいづくりの場の充実
総合事業（一般介護予防事業）の実施
(すこやか福祉センター地域支援分野、健康・スポーツ分野、地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
健康・生きがいづくり事業への参加者数：延 38,000人 (27年度実績34,166人)	健康・生きがいづくり事業への参加者数：延40,000人

施策(2) 社会に参加し活躍できる場の充実

①地域での仲間づくりや日常的に運動を行うことのできる場の確保

■区の実施

- ・スポーツ・コミュニティプラザでの高齢者の特性を踏まえた体操教室等の充実
- ・地域で仲間づくりや日常的な身体活動を行うことのできる場において、運動と健康を一体としてとらえた事業を展開
(健康・スポーツ分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
地域スポーツクラブ 会員登録者数（南部・中部 2か所）6,000人	地域スポーツクラブ 会員登録者数（南部・中部・ 北部・鷺宮4か所） 15,000人

- ・区民活動センターや高齢者会館などを活用した憩い・集いの場づくり、活動の充実
- ・社会福祉協議会と連携した区内社会福祉法人所有の施設活用
(すこやか福祉センター地域支援分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
区民活動センター利用者数：延べ62万人 高齢者会館利用者数：延べ28万人 (28年度現在26万人)	区民活動センター利用者数：延べ65万人 高齢者会館利用者数：延べ30万人

■関係団体の取組み

- ・虚弱高齢者を孤立させないようサロン等へつなげる。
- ・居場所づくり・虚弱高齢者の生きがい対策としての役割検討
(民生児童委員)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
全ての民生児童委員がサロンの情報を把握し、高齢者調査等において周知を図っている。	全ての民生児童委員が各地域におけるサロンや健康・生きがいづくりの活動について熟知し、自らサポーターとして関わる委員が増えている。

- ・健康づくり・介護予防の拠点（居場所）としての友愛クラブ数（1町会・自治会1クラブの実現）の増加と魅力づくり
(友愛クラブ)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
会員増強計画に基づき、3年後は、4,600人の増加を目標とする。	

- ・各事業にボランティアの参加。
- ・多様な特技と異世代の人々が交流し、ともに汗を流し、ともに喜び合う。
(非営利団体)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・地域に顔見知りが増え、人脈・知識を貯えられる。 ・互いに助けあえる地域社会	・地域に自分の居場所があり、見守り支えあいが当たり前のことになる。

- ・介護について話し合う場の設定
- ・地域内の福祉施設への支援活動
(非営利団体)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・ミニサロン、ランチの集いの継続により参加者のみならず会員相互の支えあいを一段と進める。	

- ・健康づくりを通しての交流の場の設定
- ・連携先に対して、商店街内スペース（店舗前スペースやコミュニティスペース、イベント時のテント出店予定場所など）の提供
（商店街連合会）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
32商店街中、10商店街で連携を実施。	32商店街中、32商店街で連携を実施。

②高齢者の就労・起業支援、生きがい就労などの緩やかな就労の促進

■区の実施

- ・シルバー人材センターの就業時間や事業メニューの拡大などを検討するとともに、高齢者の生きがい就労の環境を整備
- ・高齢者の一般就労や起業のためのスキルアップセミナーの実施
- ・民間事業者等との連携による高齢者の一般就労や起業の支援の充実（産業振興分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
前期高齢者（65～74歳）の就業率 35.5% （平成22年国勢調査 33.7%）	前期高齢者（65～74歳）の就業率 40%

- ・生活に困窮している高齢者への就労支援
- ・「中野就職サポート」「中野くらしサポート」において、就労意欲のある高齢者への就労支援を行う。
（生活援護分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
支援利用者数 50人	支援利用者数 82人

■関係団体の実施

- ・シニア向け起業支援・元気高齢者の雇用促進
（東京商工会議所）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
『なかのde創業塾』のシニア受講生を増やす。	シニア起業家ネットワーク（仮称）の立ち上げをめざす。

- ・高齢者の生きがい就労支援
高齢者の生きがい就労は、シルバー人材センターの目的であり、会員に対し日頃から啓発を図るとともに、すこやか福祉センターに協力をいただき、健康づくり講座等の開催を進める。
（シルバー人材センター）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
すこやか福祉センター等の協力のもとで、会員向けに健康・生きがい講座の開催	健康・生きがい講座の計画的かつ効果的開催

③閉じこもりがちな区民への見守りの充実

■区の実施

・ひとり暮らし高齢者等確認調査をきっかけとした、閉じこもりがちな区民に対する、すこやか福祉センター、社会福祉協議会による適切な支援、コーディネート（※地区担当（アウトリーチチーム）による取り組み）

（地域活動推進分野、すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
閉じこもりがちな区民に対する実態把握、支援の結び付けをするための体制整備	すこやか福祉センターが閉じこもりがちな区民全員を適切な支援につなげている。

④住民主体による介護予防につながる活動や生活支援活動の立上げを含めた支援等

■区の実施

・保健師・リハビリテーション専門職等による地域での自主団体等への指導及びアドバイスを実施

（地域包括ケア推進分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
保健師・リハビリテーション専門職等が地域の活動を支援：高齢者会館16館＋区民活動センター15か所＋住民主体12団体	保健師・リハビリテーション専門職等が地域の活動を支援：高齢者会館等に加え、自主団体への支援の拡充

・地区担当（アウトリーチチーム）が、社会福祉協議会、区民活動センター運営委員会など地域の現状を把握している団体・組織との連携を図りながら、地域資源の把握・発掘及び住民主体活動の立上げ支援を行う。

（地域包括ケア推進分野、すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
住民主体活動立上げ支援：年4団体、計12団体	住民主体活動立上げ支援：40団体

・活動内容別の担い手養成講座の実施

（地域包括ケア推進分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
養成講座の修了者数120人	養成講座の修了者数500人

- ・高齢者の緩やかな就業の場の確保・拡大
住民主体サービスの拡充による雇用の創出
(地域包括ケア推進分野、すこやか福祉センター
地域ケア分野・地域支援分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
住民主体活動立上げ支援： 年4団体、計12団体	住民主体活動立上げ支援：40 団体

■関係団体の取組み

- ・住民が担い手となる介護予防事業の推進（社協による生活支援サービス（総合事業）の実施と担い手の養成）
(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
生活支援サービス担い手養成講座を実施している。ほほえみサービス協力会員、ボランティアが活動経験を生かし、生活支援サービス担い手養成講座に参加している。	生活支援サービス担い手養成講座に多様な層の担い手が参加し、事業の担い手が増加している。生活支援サービス（総合事業）を実施する他団体の立ち上げ支援と、ネットワークができています。

- ・企業・商店と行政のコラボによる元気高齢者支援（〇歳まで介護保険を利用せず元気でいたら表彰や〇〇券発行）
- ・イベントへの参加促進をはかる。
(東京商工会議所)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
民間企業による認知症予防イベントの情報収集および区民への周知	各イベントとのコラボ展開

事業実績（27年度実績）

施策(1) 健康づくり、介護予防の推進

- 介護予防事業 二次予防事業 24コース 参加者数267人
一次予防事業 ①介護予防普及啓発事業 全26会場 延参加者数4,310人 ②健康・生きがいがづくり事業 101種 1,973回 延参加者数34,166人
- 特定健診受診率 35.8%
- スポーツ・コミュニティプラザ 健康・スポーツ教室型事業154種 延参加者数8,001人
- 糖尿病予防対策事業 参加者数39人

施策(2) 社会に参加し活躍できる場の充実

- 高齢者会館利用者数 延べ28万人 区民活動センター利用者数 延べ62万人
- シルバー人材センター 会員数 1,518人 就業実人数 1,295人 受託件数 16,668件
- 中野ボランティアセンター ボランティアの登録数 474人
- ほほえみサービス事業 協力会員数 287人
- 高齢者困りごと支援事業 登録サポーター数 86人

柱4

地域の見守り支えあい・・・支え・支えられお互いさま

現状分析と課題

急速に進む高齢化に伴って、後期高齢者をはじめ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加し、対応が喫緊の課題となっています。

家族という支援機能が期待できない高齢者において、既存の医療・福祉サービスだけでは日常生活をおくることは難しく、新たな支援体制を構築する必要があります。なかでも家族がいれば自然に行われている声かけや交流、見守り、気づかい、寄り添いという支えが地域において自然に行われれば、高齢者にとっても大きな支えとなります。

区は、平成23年4月1日「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」を施行し、見守りを希望する者の名簿を、町会・自治会、民生児童委員、警察署、消防署に提供しています。また、長年行われてきた民生児童委員による高齢者訪問調査も実績を積み重ね、地域の見守り支えあい活動への機運は、確実に高まってきています。

しかし、このような状況の中で、見守りの土台となる町会・自治会については、役員の高齢化が進み、新たな担い手の開拓・加入が課題となっています。

高齢者訪問調査では、毎年5月～7月にかけて309名（平成28年12月1日現在）の民生児童委員が、70歳以上のひとり暮らし及び75歳以上の者のみの世帯を戸別訪問し、調査票に基づき対面で聞き取り、困りごとへの対応や要支援者の発見や緊急時の連絡カードの作成を促しながら高齢者の孤立防止に努めています。期間中に会えなかった世帯や介護等の支援が必要な世帯については、区職員や地域包括支援センター職員に引き継がれ、その後のフォローを行っていますが、単身高齢者のみならず、家族と同居している高齢者にも虐待をはじめ多くの問題が存在しているという現状も多々あり、この対応も課題となっています。

一方、災害時の対応として、中野区は平成27年度より一人で避難することが困難な高齢者及び障害のある方を対象に災害時個別避難支援計画の作成を進めているところです。災害時個別避難支援計画とは、災害が発生したときに困らないよう、事前に誰が避難支援をしてくれるのか、どこに避難するのか、避難時に必要なものはそろっているのか等、本人、家族、支援者と区職員が一緒に相談しながら作成するものです。一度作成したのちも、本人や家族等の支援者の状況の変化により適宜適切に変更をしていく必要があります。そのため、町会・自治会、民生児童委員、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域の防災組織、その他関連団体等と情報共有が速やかに行えるよう、平時から状況が把握できる仕組みが重要になってきます。

以上のような状況に対応するため、町会・自治会活動を推進するための仕組みづくり、地域住民及び地域の関係者と顔の見える関係作りを行い、地域支えあい活動を浸透させ、きめ細かい実態把握と地域の健康づくりからケアまで一貫して総合的に捉えた支援を実施するための体制が求められています。

全体的な取組み

地域の見守り支えあい活動を推進するためには、「見守り・見守られ、支え・支えられ、お互い様」の精神が住民の中に定着する必要があります。

町会・自治会、民生児童委員、友愛クラブ等の地域団体や商店街・生活協同組合、コンビニエンスストア等と区が互いに連携し、地域できめ細やかな見守り支えあい活動を展開、充実していきます。

併せて見守り名簿や所有しているデータに基づいて、支援が必要な人の発見や他機関と情報を共有して経過をみていくための組織として、地区担当（アウトリーチチーム）を日常区民活動圏域である区民活動センターの区域ごとに配置します。地区担当（アウトリーチチーム）は、一人ひとりの要支援者を見守る活動を通じてネットワークづくりにも取り組みます。

見守り支えあい活動の要となる町会・自治会の基盤を強化するため、条例を整備し、加入促進を図っていきます。

災害時個別避難支援計画については、いざという時に計画が即効性をもって有効に機能するように、見守り対象者名簿と併せて一元的に活用ができるよう整備していきます。

目標

- (ア) 高齢者が、孤立しないで地域とかかわりを持った生活を送っている。
- (イ) 区民が、地域の高齢者を日常的に見守っている。
- (ウ) 全高齢者が、災害時に速やかに避難できる。

成果指標と目標値

成果指標	平成28年度	平成30年度	平成37年度
	現状値	目標値	目標値
●（重要成果指標）町会加入率の向上	52.9%	54%	58%
近所づきあいの中で、相談や助け合いなど親しい付き合いをしてくれる人がいる割合	13.2%	18%	40%
地域住民相互で見守りや支えあいの活動をしている割合	27.7%（26年度）	35%	50%

施策(1) 見守り支えあい活動の推進

①町会・自治会等による近隣の見守り活動の定着促進

■区取組み

- ・近隣の見守りの土台となる町会・自治会の基盤を強化するための条例の制定と展開
- ・町会・自治会の次世代の担い手確保に対する支援
(地域活動推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
地域で支えあう必要性への理解の促進 見守り対象者名簿登録率（高齢者） 65%	地域で支えあう必要性への理解の促進 見守り対象者名簿登録率（高齢者） 75%

- ・災害時を含めた見守り活動の推進に係る地区担当(アウトリーチチーム)による協力
- ・要支援者情報の共有のルールづくり
(すこやか福祉センター地域支援分野、地域活動推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
いざという時に地域に頼れる人がいる割合 77% 28年度実績70.3%	いざという時に地域に頼れる人がいる割合 80%

■関係団体の取組み

- ・住民と町会との普段からの関わりを高め、見守りの基本となる近隣の関係性の向上を図る。
JCOM中野のまちめぐり番組、ホームページ、様々な地域活性化推進の為の取組を通し、若い世代の町会活動参加を呼び掛けていく。
(町会・自治会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
町会・自治会の活動に関わっている人の割合 12% (区民意識調査) 28年度現在10.3%	町会・自治会の活動に関わっている人の割合 15%

- ・見守り支えあいの原点である、人と人のつながりの大切さを様々な活動を通しアピールし、加入率向上を目指す。
(町会・自治会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
区民の町会・自治会への加入率 54% (28年度現在52.9%)	区民の町会・自治会への加入率 58%

・地域の顔として住民と専門職・行政のパイプ役となる。

(民生児童委員)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
関係機関の各会議のメンバーとして加わり、情報提供・情報収集を行っている。	各地域における関係機関の会議のメンバーとして継続的に情報提供・情報収集を行っている。

・地域支えあい見守り活動及び生活支援活動の実施

(友愛クラブ)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
友愛クラブ独自の活動の在り方を明確にし、定着化を図る。	町会・自治会との連携した取り組みの拡大による活動の定着化を図る。

②地域で見守り支えあうための総合的な地域資源の開拓・充実

■区の実施

・地区担当（アウトリーチチーム）の配置

健康づくりからケアまで一貫して地域を総合的にとらえた地域資源の開拓・充実を進める。

(すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野、地域活動推進分野、地域包括ケア推進分野)

③ICT等の活用による見守り・支えあいの充実

■区の実施

・緊急通報システムの利用者の拡大

・ICT※・IOT※を活用した24時間の見守り体制整備

(福祉推進分野、地域活動推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
【65歳以上単身世帯の緊急通報システムの利用者数】 慢性疾患なし 730人 (27年度末 128人) 慢性疾患あり 390人 (27年度末 343人)	【65歳以上単身世帯の緊急通報システムの利用者数】 慢性疾患なし 4,400人 慢性疾患あり 460人 IOT活用など新たなハードによる見守りの導入

④緊急通報への対応のための体制強化

■区の実施

- ・地域包括ケア体制に基づく関係機関、民間事業者との連携強化による緊急時の支援体制の充実
(すこやか福祉センター地域支援分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
コンビニエンスストアや宅配業者と連携し、緊急時の通報・連絡体制が強化されている。	医療・介護等の関係機関、民間事業者との連携が進み、全ての緊急通報が24時間以内に適切な支援につなげられている。

⑤商店街やコンビニエンスストア、事業者等による見守り活動の充実

■区の実施

- ・事業者等による見守り活動の充実
(地域活動推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
区内でチェーン展開している事業者との見守り協定の締結を行い、見守り活動を促進する。	内容の充実を図っている。

■関係団体の実施

- ・来局時の利用者の状態変化の把握と発症前の早期発見
- ・受診勧奨、関係機関紹介、かかりつけ薬局の推進
(薬剤師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ薬局数70% ・地域住民への医療・介護・健康維持活動の取組状況50% 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての薬局がかかりつけ薬局 ・地域住民への医療・介護・健康維持活動の取組状況75%

- ・孤立化防止のための関係機関紹介
(柔道整復師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・困った時に相談する先が明確な高齢者 75% (柔道整復師会独自アンケート)	<ul style="list-style-type: none"> ・困った時に相談する先が明確な高齢者 95% (柔道整復師会独自アンケート)

- ・宅配サービス、店舗での見守り活動
(生活協同組合)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
生協職員が常に意識して見守り活動が実施できている。	宅配、店舗、福祉、組合員活動の生活協同組合の様々なコンテンツを活かし、地域づくりに貢献する。

- ・支部会員（不動産業者）、家主による見守り。
通報先として区の「相談窓口」の周知
(全日本不動産協会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
支部会員及び家主を通じた区への通報、相談体制の確立、充実	高齢者等「リスクある入居者」に対する抵抗感解消

- ・地域密着型不動産業者としての役割を検討。お客様宅の定期的見守り
- ・居住者に隣室の異変を連絡してもらうようお願いする。
(宅建業協会)

⑥消費者保護

■区の実施

- ・消費生活相談の充実

特に悪質商法や詐欺被害に遭いやすい高齢者・若者などに重点を置き啓発等を行う。

- ・高齢者等については、民生児童委員、地域団体、介護事業者等との連携・協力による地域での見守り活動の推進

(区民サービス分野・消費生活センター)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
消費生活相談の目的が達成（あっせん・助言等による相談の解決）された割合100%	消費生活相談の目的が達成（あっせん・助言等による相談の解決）された割合100%

施策(2) 災害時要援護者支援の推進

①災害時避難行動要支援者の個別避難支援計画作成の推進

■区の実施

- ・要支援者災害時避難支援計画作成。
(地域活動推進分野、防災・都市安全分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
支援計画作成率 平成28年4月現在の作成対象者（要介護者・障害支援区分認定者）100%	近隣での支援者確保率 100%

②緊急時の支援者拡充と災害時の避難支援も含めた見守り・支えあい活動の拡充

■区の実施

- ・見守り対象者名簿と要支援者名簿を活用した支えあい活動の支援のあり方整備
(地域活動推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
近隣での支援者確保率 50%	近隣での支援者確保率 100%

事業実績（27年度実績）

施策(1) 見守り支えあい活動の推進

- 町会・自治会への加入率 52.9%（各町会アンケート調査より） 約10万世帯（平成28年6月中野区世帯数197,788世帯）
- 中野区のひとり暮らし高齢者(65歳以上)数 平成22年国勢調査 18,163人 平成27年の推計 24,937人
- 平成28年度高齢者実態把握事業におけるひとり暮らし高齢者数 70歳以上の単身世帯 7,215人 75歳以上の者のみの世帯 4,491人 緊急連絡カード設置数 5,146件
- 町会・自治会への見守り対象者名簿の提供の状況 区内110団体 内中野町会連合会加入107団体 内見守り対象者名簿所持81団体

施策(2) 災害時要援護者支援の推進

○災害時個別避難支援計画作成状況（平成29年2月24日現在）

対象者 約33,000人 <①専門的な支援等が必要な方（要介護・障害程度区分3以上）約5,800人
②同行等の支援が必要な方（要介護・障害程度区分1・2）約4,300人③避難の見守り等が必要な方
（要支援1・2程度）約4,900人④自力避難が可能だが安否確認が必要な方（70歳以上の単身・75歳
以上の高齢者のみ世帯①②③を除く）約18,000人>

(1) 訪問対象者：区分①、②の対象者及び①、②と同居している区分③、④

対象者総数	訪問数 訪問実施率	訪問終了数 終了率	修了者のうち計画作成不要者		計画作成 対象者
			入所者数	家族の支援が得られる者の数	
10,305人	9,806人 95%	8,569人 87.4%	2,361人	1,409人	4,799人

(2) 支援計画の作成状況と支援者の内訳

計画作成 対象者数	計画書提出者 提出率	支援者あり 有支援者率	支援者の内訳		
			親族	近所の知人等	その他
4,799人	3,404人 71%	2,871人 84%	2,684人 92%	152人	35人

柱5

介護・生活支援サービス・・・介護に生かそうプロの力とみんなの力

現状分析と課題

中野区において65歳以上の高齢者で介護保険の認定を受けている人は、約13,000人、認定率は約19%となっています。そのうち約34%が要支援であり、約66%が要介護認定を受けています。介護サービスの利用状況は、認定者の約83%が利用しており、居宅サービスが60%以上となっています。（平成27年度中野区介護保険の運営状況）

要介護状態となっても在宅生活を継続していくには、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のような24時間対応可能なサービスが必要になります。比較的新しいサービス形態のため、平成26年度高齢者調査・介護サービス利用調査では、利用意向が3割台前半しかなく、実績がなかなか伸びずにはいきましたが、平成27年度には前年度比34%強の利用増加となりました。

在宅介護サービスの充実を図るには、介護職員の人材を確保するとともに質を向上させることが必要です。中野区介護サービス事業所連絡会等と共催の介護サービス事業者研修を行い、介護職員の人材育成に努めていますが、介護職員の高齢化が進んできており、新たな介護人材の確保策が求められています。

今後の高齢者人口の増加やとりわけ後期高齢者の増加に伴う介護需要に対しては、これまでの介護専門職によるサービスだけでは賄えなくなることはほぼ確実であり、新たな対策が求められています。平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）においては、専門職による介護は、重度の認定者に対するサービスに重点をおき、要支援など軽度の人には、地域の人たちによる見守りや助け合いによって行われることを想定しています。

介護が必要になった場合に望む支援としては、「介護を手伝ってくれる人手（家事の援助や食事の配達等）」が約6割となっています（平成26年度高齢者調査・介護サービス利用調査）。日常生活上の支援については、介護の専門職でなくてもできることはあります。社会福祉協議会のほほえみサービスやシルバー人材センターでは、有償ボランティアとして実績を積んでいます。平成29年度から総合事業を開始するにあたり、平成28年度にシルバー人材センターによる生活援助の訪問サービスをモデル事業として行いました。モデル事業での課題を踏まえ、平成29年度からは、総合事業として訪問サービスを始めます。

高齢者の日常生活に必要な家事や買い物などについては、コンビニエンスストアやスーパーでの宅配サービスやお掃除などの家事援助など民間によるものが徐々に増えてきています。高齢者ができるだけ自立して暮らしていけるよう、さまざまなサービスを取り入れ、協働していくことが必要です。

住民主体の気軽に参加できる場が孤立化を防止すると言われています。社会福祉協議会のまちなかサロン（37か所）は着実に増えてきていますが、週1回以上定期的に開催しているものは少ないのが現状です。高齢者会館などを利用している自主活動団体等のなかには、当初のメンバーの高齢化や担い手不足など、新たな仲間や支援が必要な高齢者を受け入れるには厳しい現状が見受けられます。

介護予防や生活支援に関しては、高齢者自ら担い手となって支えあうしくみづくり、地域づくりが求められています。

全体的取組み

総合事業開始により従来の介護サービスに加え、中野区独自のサービス（生活援助サービス、活動援助サービス）を開始します。主にこのサービスの従事者を養成する「中野区認定ヘルパー養成研修」を実施し、区内の介護サービス事業所での就労を後押しします。

また、介護サービス事業所連絡会と共催で介護サービス事業者研修を実施し、ケアマネジャー[※]の質の向上を図るとともに、地域包括支援センターによる適切な介護予防ケアマネジメントにより在宅介護サービスの充実を図ります。

高齢者の虚弱化に対しては、早期発見、早期改善により要介護に至らない取組みが必要となっています。生活機能等の低下に対しては、リハビリテーション専門職等が、ケアプラン作成の段階から関与し、早期の機能回復を目指すとともに、地域の自主団体等に運動や生活機能改善に向けたアドバイス及び指導を実施し、地域での介護予防の取組みを強化します。リハビリテーション専門職等においては、その専門性を生かし、自立にむけた機能回復のあり方や介護予防の効果検証などに参画や協働を進めます。

シルバー人材センターによる家事援助などの訪問サービスを本格的に実施します。平成28年度に行ったモデル事業での課題を踏まえ、地域での高齢者同士による支援の強みを生かした取組みを進めます。

各区民活動センター単位で配置される地区担当（アウトリーチチーム）により、地域には、何が必要で課題が何かなど実態を把握しながら、高齢者自ら担い手となって要支援者等へのサービス提供を行うことができるよう住民主体活動の立上げ支援を行っていきます。

目標

- (ア) 高齢者が、在宅で生活していくために必要な介護サービスを選択できる。
- (イ) 高齢者が、日常的に必要な配食、買い物、見守りなどの多様な生活支援サービスを受けられる。
- (ウ) 介護者がゆとりを持って日常生活を送っている。

成果指標と目標値

成果指標	平成28年度 現状値	平成30年度 目標値	平成37年度 目標値
●（重要成果指標）住民主体の気軽に参加できる場（週1回以上開催）の創出	—	100か所	170か所
介護サービスを利用してケアプランについて「不満な点はない」人の割合	46.7%（26年度）	49.4%（29年度）	56%

施策(1) 在宅生活を継続するための介護サービス等の充実

①在宅生活を送るために有効な在宅介護サービスの拡充

■区の実施

- ・総合事業開始

生活援助サービス、活動援助サービス

- ・介護サービス従事者の育成による介護人材の確保(新総合事業に対応した介護サービス従事者育成研修の実施を含む)

- ・介護サービス事業所職員(職層別)研修の実施(介護保険分野)

目標値/必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
スキルアップのため補助活用人数 目標値:100人	スキルアップのため補助活用人数 目標値:100人

- ・地域密着型サービス等の整備事業者の参入機会の拡充

(福祉推進分野)

目標値/必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
公募説明会の拡充 年2回(27年度 1回)	

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の定員や事業所数の拡充を誘導整備

(福祉推進分野)

目標値/必要量	
3年後(平成30年度)	10年後(平成37年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を全日常生活圏域(4圏域)に誘導整備(28年度末 2か所)	<ul style="list-style-type: none"> ・江古田三丁目(区有地)障害者・認知症高齢者グループホーム整備運営事業で1か所誘導整備 ※平成31年2月開設予定 ・中野区弥生町6丁目福祉施設計画(東京都住宅供給公社所有地)で1か所誘導整備(老人保健施設、特別養護老人ホーム併設) ※平成31年4月開設予定

■関係団体の取組み

- ・区と共に総合事業に移行してからの介護サービス利用者の生活実態の把握につとめる
- ・一般区民に対するデイサービスの見学の機会を設けるなどして、周知をはかる
- ・グループホーム等の地域の24時間支援施設の特色を生かし、①「認知症ケア」専門の相談や情報交換の場を作る、②家族、地域の方、介護職に「認知症」対応の研修を行う
(介護サービス事業所連絡会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
デイサービスの見学会の実施 区内デイサービス一覧の作成	

②生活機能向上の視点の強化に向けたリハビリテーション職、柔道整復師等による「活動」「参加」に焦点を当てた取り組みの強化

■区取組み

- ・リハビリテーション専門職等の地域での介護予防に向けた取り組みとして、自主団体等への指導及びアドバイスを実施
- ・区内リハビリテーション職の連絡会を開催し、地域リハビリ活動支援の協働方法を検討
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
リハビリテーション職が地域の活動を支援：高齢者会館16館＋区民活動センター15か所＋住民主体12団体	リハビリテーション職が地域の活動を支援：高齢者会館等に加え、自主団体への支援の拡充

■関係団体の取組み

- ・住民自ら健康を守る機運づくり、歩行機能の重要性の理解促進、正しい姿勢と歩行指導、筋力測定器による機能訓練指導
(柔道整復師会)

施策(2) 生活支援サービス等の充実

①高齢者本人の日常生活に必要な生活支援サービスの確保（買い物、調理、洗濯、掃除、外出支援、ごみ出し等）

■区の実施

- ・総合事業の実施
 - 住民主体サービス
 - 家事援助等の訪問サービス
- ・住民主体サービスの担い手養成講座の実施（地域包括ケア推進分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
住民主体の担い手数 120人	住民主体の担い手数 400人

■関係団体の実施

- ・生活支援サービスでの在宅介護による個別支援（ボランティア相談事業、登録ボランティア、ほほえみサービス事業）（社会福祉協議会）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・車椅子講習会等の講座を受講し、高齢者・障害のある人の外出支援のサポートができるボランティアが増える。	・障害のある人の外出支援等のサポートができるボランティアグループができ、障害のある区民の余暇活動が充実する。

- ・高齢者困りごと支援事業の実施（社会福祉協議会）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・日常生活上の身近な困りごとに協力するサポーターが増えている（サポーター見込 100名）。 ・民生児童委員やケアマネジャー [*] 等関係機関との連携により事業周知が進み、相談件数、利用件数が増えている。（相談・利用件数月50件）	・地域住民が運営し、身近な困りごとを地域で受け止め解決する活動・グループが地域に複数できている。高齢者に限らず、子育て世帯や若者世代も対象者とし、短時間で参加できる困りごと支援活動が広がっている。

・家事援助サービスに係るコーディネーターを5名から6名に増員し、生活支援（家事援助）サービスの充実を図る。

（シルバー人材センター）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・区の生活支援サービス（総合事業）及び会員による家事援助サービスの安定的提供	・区の生活支援サービス（総合事業）及び会員による家事援助サービスの安定的提供

・介護保険サービスの対象外になる生活支援サービスに取り組む。

・住民参加型サービスでは対応出来ない内容を提供出来る事業所の情報提供

（介護サービス事業所連絡会）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
自費サービスを提供している事業所のリスト作成	

②介護者支援の充実

■区の実取組み

・特別養護老人ホーム等整備に伴うショートステイの誘導整備

・緊急一時宿泊事業の実施継続

（福祉推進分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
特別養護老人ホーム ・整備数10か所 定員748人 （28年度末） 短期入所 9か所 定員 92人（平成28年度末） 整備数内訳 特養併設8カ所定員72人 単独型1カ所定員20人	中野区弥生町6丁目福祉施設計画 特別養護老人ホーム 定員84人 短期入所12人 老人保健施設定員64人 ※平成31年4月開設予定 ・国有地（江古田四丁目）活用による特別養護老人ホーム等整備事業 特別養護老人ホーム 定員100人 短期入所10人 ※平成32年4月開設予定

■関係団体の取組み

・気軽に立ち寄り、介護及び認知症予防の講話や話し合いができるサロン（居場所）づくり
（友愛クラブ）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・サロンの開設は、1連合地区1カ所の新設を目標とする。	

・コーヒーサロンで地域包括支援センター職員による気軽な相談。
・会食による介護者のレスパイト※支援
（非営利団体）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
傾聴ボランティアが増える。	介護者は、家族の病気について地域に相談できている。

・気軽に立ち寄れるサロンの創設検討
・配偶者を亡くした方への支援の場の検討
・緊急対応が必要な方への当座のサービス支援
（非営利団体）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・土日夜間に起こる緊急対応（通院介助等） 一人暮らしへの対応について地域で連携して解決する。	

③住民主体の気軽に参加できる場の創出による孤立化防止

■区取組み

・地区担当（アウトリーチチーム）が、社会福祉協議会、区民活動センター運営委員会と連携して、地域資源を開発し、住民主体活動の立ち上げを支援する。

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
立ち上げ支援数：12団体	立ち上げ支援数：40団体

・地区担当（アウトリーチチーム）が、孤立化する高齢者を発見し、住民主体活動などにつなげる。
（地域包括ケア推進分野、すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野）

■関係団体の取組み

・さりげない見守りと支援
・地域の課題の共有化
・セミ自主クラブの支援
・地域の機関・他団体の活動内容の情報交換
（非営利団体）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
地域の課題の検討と情報の共有化を目的とする会議の開催 年2回	地域で病気になっても一人で家で安心して暮らせる。

・緩やかな見守り支援。見守りが監視にならないよう、地域の課題を自分たちの課題として主体的に考えていく場づくり

(非営利団体)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・男性のランチの集いの参加者を増やす ・配偶者を失った女性のためのランチの集いの要望があるので、担い手が増えれば実施したい。 	—

・サロン活動の立ち上げ、運営支援、居場所情報の提供、居場所（サロン）間のネットワークづくり

(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかエリアごとに地域の居場所のネットワークができています。 ・居場所づくりに参加・協力し、居場所を拠点に人と人とのつながりが日常的にできる関係ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民活動センターエリアごとに地域の居場所のネットワークができています。 ・65歳以上の区民の誰もが自宅から歩いて通える範囲に居場所ができています。 ・居場所が何らかの課題のある人を発見し、見守る機会になっている。 ・課題のある人（中高年のひきこもりの方やその家族や家族に先立たれた単身者や残された家族の方等）を受け止めるサロンが開設されている。

④日常生活を支える住民主体の自主活動の充実

■区の実施

・地区担当（アウトリーチチーム）による地域資源の把握等により住民主体活動の立ち上げを支援し、充実を図る。

(地域包括ケア推進分野、すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
立ち上げ支援数：12団体	立ち上げ支援数：40団体

⑤ライフサポートビジネス*の立上げ支援

■区の実施

- ・ライフサポートビジネス創出支援の充実
(産業振興分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
ライフサポート事業支援資金の年間あっ旋件数 30件	ライフサポート事業支援資金の年間あっ旋件数 44件
ビジネスプランコンテストによる平成25年度以降の累計プラン創出件数 180件	ビジネスプランコンテストによる平成25年度以降の累計プラン創出件数 450件

⑥地域生活を支えるコミュニティ拠点としての商業集積、施設の誘導

■区の実施

- ・医療・介護サービスや子育てサービスなどを行う商業集積、施設を誘導
(都市観光・地域活性化分野、西武新宿線沿線まちづくり分野)

事業実績（27年度実績）

施策(1) 在宅生活を継続するための介護サービス等の充実

- 認定者 13,216人 居宅サービス利用者 8,025人
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者 298人
- 緊急一時宿泊事業利用者 利用日数 延234日 利用者数 延49人

施策(2) 生活支援サービス等の充実

- シルバー人材センター 家事援助 延349件 福祉サービス（個人） 9件
暮らしのサポート 1,058件
- 社会福祉協議会のほほえみサービス事業（高齢や障害、病気などで援助が必要な区民に対するサービス） 利用世帯 459世帯 活動協力会員 192人
- 高齢者困りごと支援 登録サポーター数 86人 活動件数 194件
- まちなかサロン 30か所（乳幼児親子及び中学生対象を除く）

柱6

医療・・・おうちでもいつでも安心身近な医療

現状分析と課題

少子高齢化の進展に伴い、医療サービスの需要が増大しても、質の高いサービスが提供される体制をどう確保するかが、今後の大きな課題となっています。

東京都が5年ごとに策定する「東京都地域医療計画」では、都内を13か所に分け、一般の医療ニーズに対応し、病床の整備を図るべき単位として、二次保健医療圏を設定しています。中野区は、新宿区、杉並区とで構成される区西部保健医療圏に属しています。圏域内には高度な医療を提供する病院等も集積しており、医療資源が著しく不足する状況ではありません。病床を4つの機能に分けて示されており、高度急性期、急性期、回復期の患者を圏域外から受け入れているのに対し、療養病床に代表される慢性期については他の圏域に大きく依存しています。療養病床については今後一部廃止し、新たな枠組みの施設等への転換が検討されており、この動向によっては、圏域内での必要量が大きく変動する可能性もあります。

高齢化の進展に病床再編の動きも加わり、今後は在宅で療養する人が増えると予想がされています。「東京都地域医療計画」を補完する目的で平成28年に策定された「東京都地域医療構想」では、平成37年までの病床の必要数と在宅医療の必要数も推計しており、在宅医療の必要数はおおよそ倍になると予想しています。

在宅での医療については、二次保健医療圏でなく、区単位での対策が重要であり、今後は東京都の計画だけでなく、中野区として医療の必要量や供給状況について、国民健康保険、後期高齢医療のレセプト情報、介護保険情報を活用して現状を分析し、対策を構築する必要があります。

現時点で確認できる現在中野区で訪問診療を受けている患者数はおよそ1,300人（「2013年在宅患者訪問診療算定レセプト枚数（国民健康保険・後期高齢医療）」東京都提供データ）と示されています。平成37年の在宅医療の必要数は東京都地域医療構想の数値を参考に、約2倍の2,600人と推計しました。平成26年に区が行った医療資源調査では、在宅医療を実施している医療機関の医師数は112人（常勤73人、非常勤39人）で一人の医師が平均12人の患者を担当していることになり、これも倍にする必要があると考えられます。

在宅での療養の最終段階である看取りについては、8割の人が医療機関で亡くなる現状を大幅に変える必要があります。在宅での看取り数については、平成26年240人（厚生労働省在宅療養にかかる地域別データ集）と推計しました。今後死亡数は増加するにもかかわらず、病院での受け入れは増えないと想定し、平成37年には574人の在宅での看取りが必要となると予測しました。倍以上に増加する在宅での看取りを可能にするためには、看取りに対応できる医療・介護の資源・人材の確保、医療介護関係者の対応力の向上、区民と医療・介護関係者双方の意識変革が課題となります。また、在宅だけでなく、介護施設やグループホームでの看取りの増加もすでに取り組みが始まっています。

在宅医療の資源の確保については、訪問診療拡大のための病院や診療所間の連携の強化、訪問歯科医・薬剤師については必要性の周知と、人員の確保、不足する訪問看護師については潜在看護師の活用などそれぞれの職種ごとの対策が重要です。

医療と介護の連携としては、ケアマネジャー調査で「主治医と十分連携がとれている割合」が27%(平成26年高齢福祉・介護保険サービス意向調査)でした。在宅医療介護連携推進協議会、地域ケア会議、それぞれの団体での意欲的な取り組みにより、多職種の顔の見える関係が構築されてきていますが、メンバーが固定的になっている等の問題点があります。また、ICTを活用した情報共有については、医師会や一部の医師により取り組みが始まっていますが、大幅な拡大のためにさらに検討が必要です。

相談窓口については、病院の相談室、地域包括支援センター、ケアマネジャー*が連携を取り合う方向で進めてきましたが、機能充実のために在宅療養に特化した調整窓口の必要性が高まっています。

医療・介護を提供する側の体制に加え、区民それぞれの意識の変革も必要です。「長期療養が必要になった時自宅で過ごしたい」は34.4%、「医療機関や施設に入院・入所したい」が43.0%と入院・入所したい人が自宅を上回っています。(平成28年健康福祉に関する意識調査)理由として「家族に負担をかける」「医療機関や施設の方が安心」が多くなっています。すでに講演会やパンフレット等での啓発は進めているが、さらに拡大する必要がある。

将来、在宅医療を受ける上で重要となる、かかりつけ医等を決めている区民はかなりの割合に上りますが、「かかりつけ」としての本来の機能を発揮するためには、特定健診、長寿健診等を活用して、健康全般についてアドバイスをする関係づくりが重要です。かかりつけ薬局も複数科にまたがる薬剤管理で機能を発揮するものであり、今後の拡大が期待されています。

全体的な取組み

これからの在宅療養者や在宅での看取りの増加に対応できるように、在宅療養に関わる資源について、それぞれの資源ごとに需要と供給体制の現状、どうすれば資源を増やし、今ある資源を有効に活用できるかの検討を区と関係団体が協力して進めます。医療だけでなく、生活を支える介護サービスも重要で、24時間対応可能な介護サービス事業所の増加を図ります。

退院後に円滑に在宅医療に繋げる相談窓口の強化として、区民からも、区内外の関係機関からの問い合わせにスムーズに対応できる在宅療養に特化した専門相談・調整窓口を設置します。医療・介護資源の利用しやすい見える化にも取り組みます。また、在宅への移行の上で重要な役割を持つかかりつけ医の推進については、まず健診を入り口としてかかりつけ医を持つことを推進します。

在宅療養に関わる医療介護関係者の連携強化のために、すでに各団体で行われている研修、事例検討の情報を集約し、より多くの関係者が参加できる仕組みを構築します。また、地域ケア会議等の場を活用し、医療・介護関係者だけでなく、民生児童委員や町会等地域の方を含めた幅広い連携の方策について検討します。同時に、関係者間の効率的な情報共有を進めるために、ICTを活用した情報共有の仕組みの構築を進めます。すでに始まっている個別ケースごとのICTを活用した多職種の情報共有を区全体で推進します。

在宅療養を支えるシステムとして、在宅療養者の一時的な体調悪化や介護者の休養のための在宅療養者緊急一時病床の確保も重要であり、さらに充実します。

また、区民が在宅での療養や看取りについての理解を深めるための、啓発に力を入れ、自らの人生の最期をどう迎えるかを選択できることを目指します。

目標

- (ア) 高齢者が、在宅で必要な医療・介護サービスを受けられ、地域で最期まで過ごすことができる。
- (イ) 医療ニーズが高い人でも在宅生活ができることについて区民が理解している。

成果指標と目標値

成果指標	平成28年度 現状値	平成30年度 目標値	平成37年度 目標値
●（重要成果指標）長期療養が必要になった時自宅で過ごしたい人の割合	34.4%	40.0%	60.0%
訪問診療を受けている患者数	1,300人（平成25年）	1,800人	2,600人
在宅での看取りの人数	240人（26年）	300人	570人
かかりつけ医、歯科医を決めている区民の割合	かかりつけ医71.8%、かかりつけ歯科医70.1%	74%	37年度目標値：80%

主な取組み

施策（1）在宅で必要な医療を受けられる体制の整備

①在宅医療に係る社会資源の確保

■区の実施

- ・医療と介護の資源について、区民が必要な時にいつでも確認でき、選択できるよう Web マップでの情報提供
- ・関係機関向けに、区民の相談に対し迅速なマッチングが可能になる情報提供
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
地域資源の情報提供開始	医療・介護・地域資源すべての見える化

- ・休日診療の体制整備
(福祉推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
地域の救急医療体制が整っていると思う人の割合 75% (28年度 72.7%)	地域の救急医療体制が整っていると思う人の割合 80%

■関係団体の取組み

- ・病院間、病院と診療所、診療所間の連携の推進
(医師会)

- ・かかりつけ歯科医による往診制度の普及
- ・歯科医間の連携による在宅支援の充実
- ・歯科医師会による在宅診療に対する支援
(歯科医師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
在宅歯科診療について、かかりつけ医から確実につながる体制の整備	在宅歯科診療について、かかりつけ医から確実につながる体制の整備

- ・介護事業所として在宅生活を支える介護サービスを提供する。在宅医療サービスの提供を関係機関と調整する。
(生活協同組合)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
在宅での看取り数の倍加、 在宅医療調整件数の倍加	

②退院後に円滑に在宅医療に繋げる相談窓口の強化

■区取組み

- ・区民からの相談窓口となり、関係機関の調整機能を持つ窓口の設置
- ・窓口同士の連携と相談スキルの向上
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
窓口設置	窓口機能の拡充

③関係者間で情報を共有するための情報プラットフォームの整備

■区取組み

- ・医療・介護・区等、関係機関間でケースの情報共有を図るための、ICTを活用した情報共有体制の構築
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
ICTシステムを活用した情報共有の開始	ICTシステムを活用した情報共有を区内全域で実施

■関係団体の取組み

- ・ICTの活用による情報共有の推進
- ・地域包括支援センター協力医による連携強化
(医師会)

- ・主治医や在宅チームとの連携強化
- ・残薬管理、服薬指導
(薬剤師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
在宅訪問指導実施薬局 75%	注射薬無菌調製設備を有する薬局の確保と在宅訪問指導実施薬局 95%

- ・患者の身体状態に気づく体制づくり
- ・患者主治医との連携および情報共有
(柔道整復師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・連携件数 年間10件	・連携件数 年間20件

- ・関係機関との情報共有
(民生児童委員)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
各ケースに応じた個別支援会議にメンバーとして加わり、情報共有・発信をしている。	定期的な個別支援会議や、主治医との情報共有が継続して行われている。

④急変時に対応が可能な在宅療養者緊急一時病床など緊急対応サービスの確保

■区取組み

- ・在宅療養者緊急一時病床の充実、レスパイトの機能の追加
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
利用者延べ1000床 (平成27年度644床)	レスパイト入院への対応

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の定員や事業所数の拡充を誘導整備
(福祉推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を全日常生活圏域（4圏域）に誘導整備（28年度末 2か所）	<ul style="list-style-type: none"> ・江古田三丁目（区有地）障害者・認知症高齢者グループホーム整備運営事業で1か所誘導整備 ※平成31年2月開設予定 ・中野区弥生町6丁目福祉施設計画（東京都住宅供給公社所有地）で1か所誘導整備（老人保健施設、特別養護老人ホーム併設） ※平成31年4月開設予定

⑤地域で看取りまで行える体制の整備

■区の実施

- ・在宅療養、24時間体制、看取りの核となる訪問看護師の増加のための支援
- ・看取りまで行える人材育成研修、事例検討の実施
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
訪問看護師数（常勤換算）26年度93人	訪問看護師数（常勤換算）200人

施策（2）多職種連携の一層の推進

①多職種連携のための学習、スキル向上の機会充実

■区の実施

- ・多職種向け研修の実施
関係機関や地域ごとに実施している研修や事例検討会等の情報共有を図り、参加を促進し、さらに必要な研修を実施
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
すこやか圏域ごとに実施 4か所×1回	すこやか圏域ごとに実施 4か所×2回

- ・医師会と共催の介護支援専門員・サービス提供責任者研修の実施
(介護保険分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
参加者数 目標値:100人	参加者数 目標値:100人

■関係団体の取組み

- ・在宅での患者の様子を医療関係者にフィードバックする連携構築
- ・医療との連携において研修会等で顔の見える関係づくりを継続
- ・病院のMSW（医療ソーシャルワーカー）と連携を深める
- ・ヘルパーの医学知識の向上
介護職の医学知識を向上するための研修実施予定。（主治医に適切に状況報告をする。）
(介護サービス事業所連絡会)

- ・個別ケースの支援を通じてケース会議への参加
(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
退院支援時や認知症、がん末期患者など在宅療養者について、サービス担当者会議等ケース会議への参加	高齢者だけでなく、多世代多様な対象者に対する医療・介護の連携が進んでいる。

- ・主治医（内科等）、言語聴覚士等多職種による摂食・えん下指導、及び治療の充実
(歯科医師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
完全実施	実施の継続

②地域ケア会議を通じた在宅医療・介護連携体制の強化

■区取組み

- ・地域ケア会議を通じた連携強化
(地域包括ケア推進分野)

■関係団体の取組み

- ・多職種と連携している医療機関の増加
- ・地域包括支援センター協力医による支援
(医師会)

施策（3）区民への啓発、理解促進

①在宅医療、終末期医療、在宅での看取りについての区民啓発

■区の実施

- ・講演会、パンフレット、HP等での周知
本来自分が希望する場での療養や最期を迎えることができることの理解促進
- ・エンディングを自ら決めるための啓発の実施
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
長期療養が必要になった時 自宅で過ごしたい区民の割合 36% (健康福祉意識調査平成28年度34.4%)	長期療養が必要になった時 自宅で過ごしたい区民の割合 40%

■関係団体の実施

- ・終活に向けて地域内の福祉施設の周知を図る。
(非営利団体)

②かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進、身近な地域での健康相談の充実

■区の実施

- ・かかりつけ医に結びつく健診などの取り組み
- ・区報等による啓発
(保健予防分野、地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・かかりつけ医、歯科医を決めている区民の割合 73% ・特定健康診査受診率 60%	・かかりつけ医、歯科医を決めている区民の割合 80% ・特定健康診査受診率 70%

■関係団体の実施

- ・まちの保健室等、身近に相談できる場の充実
(医師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
まちの保健室等での健康相談が適切に医療機関等になげられている。	

- ・かかりつけ歯科医制度の一層の推進
(歯科医師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
完全実施	実施の継続

- ・衛生材料・介護用品の提供体制整備
- ・生活や保健衛生状況の確認
- ・かかりつけ薬局での24時間相談対応
(薬剤師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
取扱薬局数 50%	取扱薬局数 90%
相談対応実施薬局 70%	相談対応実施薬局 100%

- ・カフェ等身近に相談できる場の充実
(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師や看護師などの有資格者である区民や区内社会福祉施設の職員がまちなかサロンや地域の居場所に参加し日常的な健康相談ができる拠点が増えている。 ・区民向け講演会や研修会が行われ、参加者が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて行ける範囲にサロン・居場所ができています。

- ・カフェ等身近に相談できる場の充実
(非営利団体)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・最近の医療情報の提供について、身近なところで聞ける環境を作る。 	

事業実績（27年度実績）

施策（1）在宅で必要な医療を受けられる体制の整備

- 在宅療養（摂食・えん下機能）支援センター1か所新設（相談実績46件）
- 緊急一時病床確保事業2床確保（利用実績644床）
- 介護保険居宅療養管理指導月平均利用者数2,865人

施策（2）多職種連携の一層の推進

- 平成24年～在宅療養に関わる協議会、部会を設置し、多職種による検討を重ねてきた。
- 摂食・えん下機能支援事業では、摂食・えん評価医、リハビリチーム（評価医26人、リハチーム34人）を養成し、フォロー研修や事例検討会にも継続して取り組んでいる。
- 多職種による研修会は、地域包括ケア推進分野、地域包括支援センター、介護保険分野、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業所連絡会等で実施している。

施策（3）区民への啓発、理解促進

- 区民向け講演会の実施、在宅療養ハンドブックの発行

柱7

相談、コーディネート機能及びケアマネジメントの質の向上

・・・地域の力をつけて広がる「支えあいの輪」

現状分析と課題

すこやか福祉センターは、課題が明確になっていないケースや、様々な課題を抱えるケース等いわゆる困難事例について、課題を整理し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所とともに、他の関係機関につなぐ役割を果たしています。また、すこやか地域ケア会議を開催し、支援のための専門職・機関、地域の団体等とのネットワークの構築を進めています。

すこやか福祉センター等の区の相談窓口では、要支援者情報台帳システム、福祉システム、健診システム、子育て支援システム等用途別のシステムを使用しており、出生から死亡までの健康・福祉に関する必要な情報を一体的に活用している状況にありません。

その中で、すこやか福祉センターには、地域の中で、支援を必要とする方と専門職・機関、地域の団体等とをつなぐ役割を担うためのコーディネート力の向上とそれをバックアップする情報システムの構築が求められています。

ケアマネジメント^{*}については、区が介護支援専門員研修や多職種の勉強会を行っているほか、介護サービス事業所連絡会も勉強会等を実施する等、質の向上を推進しています。ケアマネジメントは、自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身状況や置かれている環境その他の状況等に応じ自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行うことを目的としており、地域包括ケア体制の要と言えます。したがって、ケアマネジメントの質の向上は、地域包括ケアを推進していくうえで、必要不可欠です。

医師、訪問看護師、ケアマネジャー^{*}等の多職種が関わるケースについての情報は、紙媒体の在宅療養手帳等または個別に電話等で共有しています。高齢化が進み、支援を必要とするケースが増えていく中で、支援情報を効率的かつ効果的に関係機関同士が共有できる仕組みづくりが求められています。

全体的な取組み

すこやか福祉センターは、地域の専門職・機関、団体等とのネットワークを活かし、地区担当（アウトリーチチーム）を中心として総合調整を行うほか、専門職による困難事例に対する技術支援等の後方支援を行っていきます。

すこやか福祉センター等の相談窓口で、適時適切な相談・支援を行うために、各種サービスの利用状況、健診の結果や災害時個別避難支援計画等一人ひとりの出生から死亡までの健康・福祉に関する必要な情報を総合的に活用できる新たな情報システムを構築していきます。新たな情報システムには、区の取り組み等の効果検証を行うため、サービスの利用状況や健診の結果等のデータを集計し分析することができる機能を取り入れます。また、すこやか福祉センター等が、アウトリーチ^{*}で相談を行う際、携帯端末等でも必要な情報を活用できる情報システムを構築します。

こうした新たな情報システムを活用しながら、地区担当（アウトリーチチーム）が支援を必要としているながら支援が行き届いていない人に対するアプローチを行うとともに、すこやか福祉センター等の相談窓口において、専門相談等を実施していきます。

ケアマネジメント*については、平成28年度から介護サービス事業所等と協働したケアプラン質の向上検討会を実施していますが、それに加え、関係機関等と連携し、中野区の指針を定め、ケアプランチェックを実施していきます。ケアプランにおいて、心身機能だけでなく、参加、活動の視点を取り入れられているか、支援レベルの適正化が図られているか等を地域包括支援センターやケアマネジャー等とともに確認しながら、ケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

また、効率的かつ効果的に関係機関同士が支援情報を共有するための仕組みとして、ICTを活用した情報共有システムを医療や介護サービス事業者等と連携しながら、区全体で導入を進めます。

目標

- (ア) 高齢者が、医療・介護・生活にかかる困りごとをいつでも相談できる。
- (イ) 高齢者が、適切な支援を受けて、住み慣れた地域で生活を続けている。

成果指標と目標値

成果指標	平成28年度 現状値	平成30年度 目標値	平成37年度 目標値
●（重点成果指標）すこやか福祉センター等が地域包括ケアを支えるための情報システムが完成している	—	関係機関同士の情報共有システム稼働	区全体でシステムを使った情報共有が図られている
すこやか福祉センターを身近に感じる人の割合	13.6%（27年度）	18%	30%

主な取組み

施策(1) 相談・コーディネート機能の充実

①すこやか福祉センター、相談支援専門機関である地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の機能強化と各関係機関との連携強化

■区の実施

- ・すこやか福祉センターは訪問相談などアウトリーチの支援拠点としての機能を拡充
- ・携帯端末等を用いた個別支援アウトリーチサービスの構築と実施

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
携帯端末等を用いた個別支援アウトリーチの検討	携帯端末等を用いた個別支援アウトリーチの実施

・来庁での訪問相談が困難な高齢者や障害のある方に対しての携帯端末等を活用した訪問相談の実施

(地域包括ケア推進分野・すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野)

・すこやか福祉センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の相談記録様式の統一を図り、ワンストップ体制を推進

(地域包括ケア推進分野・すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
相談記録様式の統一化	データベースを活用した地域課題の抽出と解決に向けた取組みの推進

■関係団体の取組み

・地域包括支援センター、ケアマネジャーとの連携、福祉何でも相談、ほほえみサービス事業、高齢者困りごと支援事業による相談機能の強化と関係機関との連携

(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
地区担当（アウトリーチチーム）との連携が図れている。地域ケア会議への参加。事例を通じた関係機関との連携	既存の制度にはあてはまらない狭間にある区民からの相談に応じている。地区担当（アウトリーチチーム）や関係機関と連携し、包括ケアシステムが推進している。

②子どもから高齢者までのすべての区民のライフステージに応じた課題に対応する相談支援機能の充実

■区の取組み

・医療・介護情報の管理による相談支援機能の充実

各種システム（要支援者台帳システム、福祉システム、健診システム等）を連携させ、出生から死亡まで個々の健康・福祉に関する情報を一体的に把握して相談・支援を適宜行える体制を構築

地区担当（アウトリーチチーム）、地域包括支援センター等がアウトリーチの際に携帯端末等も活用し、迅速に支援やサービスにつなげる体制を構築

(地域活動推進分野、地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
(仮称)地域包括ケア情報システムの構築計画の策定	(仮称)地域包括ケア情報システムの構築・活用

■関係団体の取組み

・研修の実施

地域の相談者としてスキルアップを図るため研修を行う。

(民生児童委員)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
相談対応のスキルアップを図る研修を全民生児童委員が受講している。	継続的に相談機能のスキルアップを高める研修の受講が行われている。

③地域資源のコーディネート力の向上

■区取組み

・社会福祉協議会の地区担当と地域包括支援センター、地区担当（アウトリーチチーム）との連携（地域包括ケア推進分野、すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
地域包括ケア推進会議の実施：年4回 連絡会・事例検討会の開催：月1回 区民活動センター区域単位での区民活動センター運営協議会、地区担当（アウトリーチチーム）との連絡強化。 地域情報連絡会（地域での住民主体活動の推進）	地域包括ケア推進会議の実施：年4回 関係機関などによる連絡会・事例検討会の開催：月2回以上

施策(2) 個々の区民への支援情報の共有化や支援レベルの適正化

①ケアマネジメントの質の向上

■区取組み

・中野区指針に基づくケアプランチェックの実施（地域包括ケア推進分野、介護保険分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
総合事業のケアプランチェックの実施	中野区指針の浸透によるケアプランの充実 要介護者を含む新規案件の全件チェック

- ・居宅介護支援事業所等と協働したケアプラン質の向上検討会の実施
(地域包括ケア推進分野、介護保険分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
検討会の実施回数 目標値：年8回	検討会の実施回数 目標値：年16回

- ・介護サービス事業所連絡会等と共催の介護支援専門員研修の実施
(地域包括ケア推進分野、介護保険分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
研修実施回数 目標値：年3回	研修実施回数 目標値：年3回

■関係団体の取組み

- ・質の向上ケアプラン検討会への協力
(介護サービス事業所連絡会)

②支援情報等の共有化

■区の取組み

- ・関係機関同士の情報共有システムの整備
(地域包括ケア推進分野、地域活動推進分野、介護保険分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
ICTシステムを活用した情報共有の開始	ICTシステムを活用した情報共有とシームレスな支援体制の充実

- ・地域資源等に関するウェブマップの作成
(地域包括ケア推進分野、地域活動推進分野、介護保険分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
地域資源等のウェブマップの作成検討	医療・介護・地域資源すべての見える化 タブレット端末等を活用した情報提供の展開

■関係団体の取組み

- ・配食弁当等の民間生活サービス情報の収集と提供
(介護サービス事業所連絡会)
- ・ケアマネジャーとの連絡・連携強化
地域包括支援センターやケアマネジャーとの連絡・連携を深める。
(シルバー人材センター)

- ・ケアマネジャーへのインフォーマルサービス周知
(非営利団体)

事業実績 (27年度実績)

施策(1) 相談・コーディネート機能の充実

- すこやか福祉センター4か所(地域包括支援センター・障害者相談支援事業所併設)、地域包括支援センター8か所(委託)、すこやか障害者相談支援事業所4か所(委託)(平成28年8月現在)
- 地域包括ケア推進会議 年2回、すこやか地域ケア会議 年3回×4圏域

施策(2) 個々の区民への支援情報の共有化や支援レベルの適正化

- 地域包括支援センターと協働したケアプラン質の向上検討会の実施(平成28年度から開始)

柱8

認知症対策・・・認知症になってもその人らしく生きられる社会を目指して

現状分析と課題

高齢になるほど認知症の発症率は高くなるため、今後の後期高齢者人口の伸びを踏まえると、認知症高齢者は確実な増加が見込まれています。国の最新の推計では平成37年には65歳以上の5人に一人が認知症を発症するとなっています。認知症は誰でもがなる可能性があり、地域全体として対策を検討する必要があります。

中野区では、平成26年度において、認知症者（日常生活自立度Ⅱ^{*}以上の人）は約6,800人（東京都における認知症者の推計より）と想定しました。この中で認知症の初期の人は、家族、本人ともに認知症を受入れがたく、受診やサービスの導入に苦慮することが少なくありません。介護認定を受けても、訪問介護や通所介護の利用率は3分の1程度にとどまっています。家族の相談できる場の拡大と医療やサービス導入のための積極的な関わりを必要とします。介護サービスのなかで認知症の悪化防止のための視点がこの時期には特に重要です。

認知症の中等度以上で問題行動があるにもかかわらず、要介護度2より低い人は、特に支援を必要としています。排泄がうまくいかない、動き回るために徘徊する等介護の負担は大きいにもかかわらず、使えるサービスは限定的です。認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護の拡大と、介護者のレスパイトのためのショートステイなどの充実が必要です。

また、認知症の人で介護認定を受けていない人は1,300人程度いると想定しました。家族、本人、周囲の人が初期の症状に気づいても気軽に相談できず、早期発見に至らず、スムーズに医療や介護サービスにつながらない間に、対応が困難になるケースもあります。今後のひとり暮らし高齢者の増加も想定して、地域での見守りや早期発見のための方策の充実が課題です。相談に対応する体制としては、医療、介護、地域の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、協力して関わる必要があります。そのためにそれぞれの対応力の向上も欠かせません。

認知症高齢者の徘徊も大きな社会問題となっておりその対策は今後さらに強化する必要があります。

若年性認知症の人の数は有病率からの推計では区内で100人程度となっています。医療や介護サービスの利用状況が把握できておらず、制度の隙間で十分な支援を受けられない人がいる可能性があります。

MC I^{*}の人の推計数は8,000人です。区では、平成28年度から認知症予防プログラムのモデル事業を開始しています。これ以外に、MC Iや認知症の早期発見のためのチェックリストで把握された認知症のごく初期段階の人が参加できるプログラムや集いの場はまだ多くありません。

認知症をよく理解している区民の割合は平成28年度現状値がわずか15.2%のため、地域での認知症に対する理解はさらに進める必要があります。また、認知症サポーター養成講座を修了した人の中でも、さらに意欲のある人が地域での活動につながっていない現状があります。

家族がいる認知症の人は約3,000人と推計しました。介護者を支援する方策として、訪問介護・看護、通所介護、ショートステイ等による介護負担の軽減があります。また、介護方法を学び、同じ

く介護をする人との情報交換の場も重要です。介護者が参加しやすい家族介護教室、家族会、認知症カフェの充実と同時に相談先の拡充が求められています。

【参考】認知症日常生活自立度

レベル	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態。基本的には在宅で自立した生活が可能なレベル
II a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
II b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態
III a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態
III b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする状態
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

全体的な取組み

認知症に一番最初に気づくのはご本人とされています。その気づきを早期に相談や受診につなげるための啓発を重点的に行います。気づいた家族や周囲が気軽に相談できる啓発にも取り組みます。認知症自己チェックリストの活用と共に、新たに配置される地区担当（アウトリーチチーム）も早期発見に取り組みます。

相談を受ける側の体制として、窓口となる地域包括支援センターとすこやか福祉センター、認知症初期集中支援チームが協力して対応します。認知症の人の症状は多彩であり、個別性が高いと言われています。ご本人の拒否が強い、家族がいない、協力が得られないなど対応が難しい場合にも、医療機関、介護サービス事業者、民生児童委員や関係団体と必要に応じて個別ケース会議等も利用しながら、解決策を見出します。個々のケースの解決策を一般化し、その後のケース対応に活用することで、それぞれの対応力を高め、地域の課題として取り組める力を養います。地域の医療機関、関係機関の対応力が高まってきた場合には、初期集中支援チームは役割を終え解散も検討します。

認知症の症状や家族の状況などの個別性に合わせ、適切なケア、本人にとって心地よい環境、適切な服薬、リハビリを提供するため、地域密着型サービス*などの適切な利用ができるように、医療と介護の多職種の関係者の対応力を高めます。

認知症高齢者の徘徊対策については、現在の対策に加え新しい技術を活用した対策の導入を検討

します。

若年性認知症についてはその実態を把握し、必要なサービスの構築につなげます。

認知症の予防のためには若いうちから健康診断を受けてもらい、認知症になるリスクの高い生活習慣病の予防に取り組んでもらうための取り組みをします。認知症の悪化防止のための適切なケア、本人にとって心地よい環境、適切な服薬、リハビリのために、医師会、歯科医師会、薬剤師会や介護サービス事業所連絡会等関係団体と連携をしていきます。

地域で認知症を理解している人を増やすために、各団体と協力して認知症サポーター数の大幅な拡大を図ります。認知症サポーターの中から認知症サポートリーダー*を育成し、認知症サポーター養成講座の講師役や区内の家族会やオレンジカフェ等で活躍できるための支援を行います。地域での担い手を増やすことで、認知症の人が生活しやすい地域を作ります。

家族介護支援については、家族介護教室の見直しを図り、相談窓口の拡充やご本人も一緒に参加できる体制を確保します。地域で立ち上がっている家族会や認知症カフェの支援も行います。

目標

- (ア) 認知症の人が、適時適切な医療・介護サービスを受けられる。
- (イ) 区民が、認知症の症状について理解し、対応がよくできている。
- (ウ) 認知症の人や家族が、孤立しないで地域とかかわりを持って生活をしている。

成果指標と目標値

成果指標	平成28年度	平成30年度	平成37年度
	現状値	目標値	目標値
●（重要成果指標）認知症サポートリーダー数（認知症サポーター養成講座の講師役や地域で認知症の人を支える活動をする区民）	28年10月現在の 実績値：123人	200人	500人
認知症グループホームの定員	271人（26年度）	387人（31年度）	649人
認知症をよく理解している区民の割合	15.2%	22%	45%

施策(1)相談、医療・介護体制の充実

①認知症医療・介護体制の充実

■区の実施

・認知症に関わる医療、介護関係者それぞれの役割分担の明確化

・医療、介護関係者の認知症対応力の向上と連携の強化

(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
ケアマネジャー調査で主治医と十分連携がとれている割合 26年度現状値：27%	ケアマネジャー調査で主治医と十分連携がとれている割合 40%

■関係団体の実施

・主治医による相談支援の充実

(医師会)

・連絡等連携体制による支援システムの構築

(歯科医師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
完全実施	実施の継続

・在宅訪問による服薬指導・管理

・見守り支援（SOSの早期発見）

・地域住民からの徘徊等の情報受信

(薬剤師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
・認知症サポーター40% ・認知症患者宅訪問薬局25%	・認知症サポーター90% ・認知症患者宅訪問薬局50%

②認知症の相談体制の充実

■区の実施

・地域包括支援センターやすこやか福祉センターの認知症相談対応力の強化

(地域包括ケア推進分野、やすこやか福祉センター地域ケア分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
やすこやか福祉センターへの認知症初期集中支援チーム員の配置	関係機関の対応力アップによるチームの解消

- ・高齢者精神保健相談の活用
(すこやか福祉センター地域ケア分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
事例を通じた関係機関との連携強化	アウトリーチ事業の強化

■関係団体の取組み

- ・主治医と認知症アドバイザー医・サポート医、
認知症疾患医療センターとの連携推進
(医師会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
主治医と認知症アドバイザー医※・認知症サポート医※、認知症疾患医療センターとの連携が図られている	

③認知症の人の在宅生活を支える地域密着型サービスの充実

■区の実取組み

- ・認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの誘導整備
(福祉推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
認知症高齢者グループホームの18カ所定員 294人（28年度末）	認知症高齢者グループホーム定員数 649人

④多職種の認知症対応力の向上

■区の実取組み

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所連絡会による多職種向け研修の実施
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
すこやか福祉センターにおいて研修を実施 年4回実施	すこやか福祉センターにおいて研修を実施 年8回実施

- ・介護サービス事業所連絡会と共催の介護従事者（認知症）研修の実施
(介護保険分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
研修参加者数 目標値:150人	研修参加者数 目標値:150人

■関係団体の取組み

- ・介護職員の認知症対応力の向上
- ・ヘルパー向け認知症研修強化
- ・グループホームの24時間支援の特色を活かした介護従事者への対応の研修
(介護サービス事業所連絡会)

⑤若年性認知症への取組みの強化

■区取組み

- ・若年性認知症実態調査
- ・関係部署、関係機関を対象とした若年性認知症についての研修実施
- ・区報の特集記事等による若年性認知症の理解促進
- ・若年性認知症の人が通える場所の検討
(すこやか福祉センター地域ケア分野、障害福祉分野、地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
区関係部署、関係機関での研修実施	相談、啓発活動の推進と充実

■関係団体の取組み

- ・若年性認知症の普及啓発、家族支援
(非営利団体)

施策（2）早期の気づきと認知症にやさしい地域づくり

①早期の認知症の気づきと受診の啓発

■区取組み

- ・認知症の自己チェックの普及・啓発
- ・早期発見のメリットの区報等による啓発
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
認知症サポーター養成講座でのチェックリストを使った周知	

- ・地区担当（アウトリーチチーム）による認知症の人の早期発見
(地域包括ケア推進分野、すこやか福祉センター地域ケア分野・地域支援分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
関係機関との連携強化	アウトリーチの強化

■関係団体の取組み

- ・MC I の周知による早期発見・早期対応
(介護サービス事業所連絡会)

②介護予防事業における認知症予防の取組の強化

■区取組み

- ・大学との連携による認知症予防事業の強化
- ・介護予防事業、サロンなどでのMCI の人の受け入れ拡大
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
認知症予防プログラム事業の拡大	地域での認知症予防の浸透 MCI の人を受け入れるサロンの誘導、支援

■関係団体の取組み

- ・予防・悪化防止に関する視点の強化
(介護サービス事業所連絡会)

③認知症に対する正しい理解の促進

■区取組み

- ・集中的、効果的なホームページ、区報、講演会による啓発活動の実施
(地域包括ケア推進分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
認知症をよく理解している区民の割合22% (健康福祉に関する意識調査)	認知症をよく理解している人の割合45%

■関係団体の取組み

- ・会員に認知症の正しい知識習得のための研修を実施し、利用者の変化に早期に気づき、対応できるようにする。
(シルバー人材センター)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
会員向けに認知症の予防・早期発見のための講座開催	認知症予防・早期発見のための講座の計画的かつ効果的開催

- ・徘徊者への気づきと連絡
- ・気になるお客への対応と連携（連絡先である地域包括支援センターの一覧表を配布）
(商店街連合会)

・中野区友愛クラブ連合会役員及び単位クラブ会長の認知症知識の習得

・順次地区連合会及び単位クラブリーダーへ拡大する。

・認知症予防を題材としたシンポジウムや地区ごとの懇談会を開催し、予防に対する意識の高揚と日常生活における実践につなげる。

(友愛クラブ)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
ア. 役員・会長対象に認知症サポーター講習会を実施し会員に対する対応の幅を広げる。→全地区連合会への拡大を目標とする。	
イ. 恒例事業の「老人大学」全5回中1回は、意識的に認知症のテーマを採りあげる。3年間で3回実施。延1500人が聴講	
ウ. アの取り組みを前提に、シンポジウムや地区懇談会で、認知症予防を支える・支えられる立場双方の意識を高め、実践に移す。3年間で全地域の実現を果たす。	

・認知症への理解を深めるための資料配布、研修会などの開催。

(全日本不動産協会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
認知症への理解度アップへの貢献、地元業者として地域貢献。	認知症及び家族の方々へ、適応する住環境の研究会や相談員派遣の実現。

・認知症の気づきと関係機関連携 (宅建業協会)

・講座等の開催による認知症理解の普及啓発

(社会福祉協議会)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
MIKAN(認知症・みんなで考える・中野ネットワーク)を通じて、認知症の普及啓発に取り組む団体のネットワークができる。参加団体が増えている。	区内のネットワーク化がすすむことで、各団体の運営者がエンパワメント※され、団体の関係者の認知症により生活課題を感じている本人・家族の発見および相談機能が高まっている。

④認知症の人の在宅生活を可能にするサービスの拡充

■区の実施

- ・認知症（初期の方を中心）の方の金銭管理などの地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、あんしんサポート事業の普及（福祉推進分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
生活支援員の支援件数 2,000件 (27年度 延1,883件（実人数98人）)	生活支援員の支援件数 2,700件

- ・徘徊高齢者探索サービス事業の充実
- ・徘徊高齢者共有サイトを活用しての情報共有（福祉推進分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
新たな徘徊高齢者探索サービスの検討・事業開始（27年度末 利用者数18人）	新たな徘徊高齢者探索サービスの充実

■関係団体の実施

- ・認知症（初期の方を中心）の方の金銭管理（日常生活自立支援事業）
- ・当事者、介護者への個別支援（社会福祉協議会）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
認知症サポーター養成講座を受講した協力会員による家事・介護のサービス提供が行われている。	・認知症サポーター養成講座を受講した協力会員による家事・介護のサービスの提供と、変化や異変への気づきなど見守りの仕組みが構築されている。 ・家事・介護の活動ができない高齢の協力会員による見守り声掛け活動の実施

⑤認知症サポーター養成講座の実施等による地域対応力の向上

■区の実施

- ・認知症サポーター養成の拡大
- ・認知症サポートリーダー育成と活動支援（地域包括ケア推進分野）

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
認知症サポーター数 2万人 認知症サポートリーダー数 200人 (28年10月末現在 123人)	認知症サポーター数 4万人 認知症サポートリーダー数 500人

⑥家族どうしの交流や認知症カフェの確保などによる介護者支援の充実

■区の実施

- ・家族介護支援の充実
相談できる場の拡充、家族介護教室の充実
- ・地域包括支援センターとの連携強化と対応能力の向上のための支援
- ・認知症の人や家族を対象とした集いの場等に対する支援
- ・認知症サポートリーダーの活用等による、サロン等で認知症の人を受け入れが可能になるための支援
(地域包括ケア推進分野、すこやか福祉センター地域ケア分野)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
介護者数推計 3,000人 家族介護支援の充実	介護者数推計 3,900人

■関係団体の実施

- ・認知症講演会、認知症サポーター養成講座の開催などにより、認知症の正しい知識と理解が浸透し、偏見をなくし、介護者がオープンに相談し合える環境づくり
- ・本人が望むなら、どの事業にも参加できる。周りの人が自然にサポートする。
(非営利団体)

- ・認知症に対する偏見をなくし、病気をオープンにし助け合える環境作り
- ・サロンの活用による認知症の正しい知識普及
(非営利団体)

目標値／必要量	
3年後（平成30年度）	10年後（平成37年度）
住み慣れた地域で暮らせるように、活動に取り組み、進行を遅らせるよう見守り支えあっている。	

事業実績（27年度実績）

施策(1)相談、医療介護体制の充実

- 認知症初期集中支援チームの設置、認知症支援コーディネーターによる調整、認知症疾患医療センターと連携した相談体制の拡充
- 多職種協働研修、介護保険分野・介護サービス事業所連絡会による研修、関係者向けのガイドブックの発行
- 高齢者精神保健相談 12回実施、延16人

施策(2) 早期の気づきと認知症にやさしい地域づくり

- 認知症サポーター講座受講者数累計9,281人
- 認知症サポーター養成講座の講師役123人

サポーターステップアップ講座の実施

認知症チェックリストの普及

区民向け講演会の実施、区報・ホームページによる啓発

家族介護教室の実施16回188人